

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について

——人種差別的な無条件忌避権行使の問題を中心に——

勝 田 卓 也

目次

- 1 はじめに
- 2 陪審選出手続と人種的少数者
 - A 陪審資格者名簿の作成
 - B 陪審義務の免除
 - C 当事者による忌避
- 3 無条件忌避
 - A 無条件忌避権の意義
 - B 無条件忌避権の問題点
- 4 合衆国最高裁の判例に見る陪審選出手続における人種差別的排除の問題
 - A 判例の基本的な流れ
 - B 無条件忌避権の人種差別的な行使に関する判例
 - i Swain v. Alabama 事件判決
 - ii Batson v. Kentucky 事件判決

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について(勝田卓也)

iii Batsou v. Kentucky 事件判決の問題点

- a 被告人による「一応の証明」
 - b 人種中立的な理由
 - c 有効な救済方法の欠如
- 5 陪審の人種構成
- A 差別的に排除される陪審候補者の権利
 - B 陪審の人権構成が評決の結果に及ぼす影響
 - i 統計的アプローチ
 - ii 実験的アプローチ
 - C 陪審の信頼性について
 - D 実際の事件
- 6 様々な改革案および多人種陪審の意義
- A 様々な改革案
 - B 多人種陪審の意義
- 7 むすび

1 はじめに

一九九五年十月三日、ロサンジェルス陪審は被告人O・J・シン普森を無罪とする評決を下した。全米に一大センセーションを巻き起こしたこの事件は、弁護側がファーマン刑事の人種差別的発言に焦点を当て人種差別を公判の主要な争点にしたこと、そして評決を下した陪審が、被告人と同じ人種のアフリカ系アメリカ人を九名も含む構成（その他に、白人二名およびヒスパニック系一名⁽¹⁾）であったこと、などの点で極めて特異な事件であり、アメリカ

における陪審裁判をめぐる人種問題の深刻さをあらためて浮き彫りにした。

キング氏殴打事件のカリフォルニア州の裁判所における無罪評決（一九九二年）や、ルイジアナ州でおきた服部君射殺事件の無罪評決（一九九三年）など、陪審の人種偏見が問題視される評決が下され、日本でも大きく取り上げられたことは記憶に新しい。これらの事件では、被告人と被害者が異なる人種でありながら、被害者と同じ人種の陪審員を一人も含まない陪審（キング氏殴打事件の州レヴェルの裁判では、白人十名、ヒスパニック系一名およびアジア系一名⁽²⁾、服部君射殺事件では、白人十名およびアフリカ系アメリカ人二名⁽³⁾）が、多数派人種に属する被告人を無罪とする評決を下した。これらの評決の結果から、陪審は人種差別になじみやすい欠陥のある制度であり、服部君射殺事件の民事裁判で原告が勝訴したのは、陪審ではなく裁判官による裁判であったからであると主張する者もいる⁽⁴⁾。

アメリカ合衆国憲法第六修正は、被告人に公正な陪審による裁判を受ける権利を保障している。公正な陪審は、コミュニティを正しく代表するものでなければならぬ。また、第一四修正の平等保護条項は、特定の集団に属する者を陪審から差別的に排除することを禁止している。しかしながら、合衆国最高裁の判例によれば、差別的な陪審選出手続は違憲とされるものの、アフリカ系アメリカ人の被告人は、個々の事件において同人種の陪審員を含む陪審による審理を受ける権利を持たない。

刑事陪審は歴史的に、権力者が不当に一般市民の自由を抑圧することを防ぐ役割を担ってきたのであり、このような理念が陪審に裁判制度としての正当性を付与してきた⁽⁵⁾。しかし、この考え方は、「国王あるいは政治・法曹エリート」対「一般市民」という単純化された構図の下ではたしかに有効であるが、複雑な現代社会においては「一般市民」という枠でひとくくりにできない様々な集団が存在する。とりわけ、アメリカにおける人種の少数者の存在は、刑事陪審の伝統的な理念に対して深刻な問題を提起する。すなわち、国民の中の多数派が、陪審裁判において少数者に属

する被告人を抑圧する危険が存在する。⁽⁶⁾ また、この問題は、人種的少数者が被告人である事件に限定されない。被害者が少数者・弱者である場合にも、陪審が証拠を無視して無罪評決を下す可能性は否定できない。アメリカでは、全員白人の陪審が、有罪を示す有力な証拠に反して人種的少数者、とりわけアフリカ系アメリカ人に対して不当な評決を下したと考えられる事件が数多くある。

本稿は、このような問題関心から、アメリカにおける刑事陪審の人種構成の問題を検討する。その際、人種的少数者の陪審への参加を妨げる様々な要因の中でも、無条件忌避権を中心に取り扱う。理由を述べることなく一定数の陪審候補者を排除することのできる無条件忌避権を行使することによって、当事者は陪審の最終的な構成に直接影響を及ぼしうる。そしてその性質上、人種差別的な無条件忌避権行使を有効に抑止することは困難である。

ところで、現在日本では陪審裁判は行われておらず、また日本にはアメリカほど深刻な人種問題や民族問題は存在しないかもしれない。しかしながら、たとえば日本人の旅行者や留学生が、犯罪の被告人または被害者としてアメリカ、イギリスなどの国において刑事陪審に関与したときに、その事件の事実関係や陪審の人種構成が人種差別の存在を疑わせるようなものであるならば、その事件を裁いた陪審に対する我々日本人の信頼は損なわれる。また、諸外国、特にアメリカにおける陪審裁判において、陪審が人種差別に基づいて人種的少数者に不利な評決を下したという印象を日本人が受けるならば、日本において陪審制度を導入（復活）するべきかどうかという問題に影響を及ぼすであろう。さらに、もし将来日本で陪審制度が導入された場合に、在日韓国・朝鮮人や外国人労働者など、特別な配慮を払う必要があるかもしれない人種的または民族的少数者が存在するであろう。これらの理由から、アメリカにおける陪審の人種問題を正しく把握し、検討することは、日本人にとっても有意義である。

2 陪審選出手続と人種の少数者

最近の日本における一般的な報道では、「陪審員は一般市民から無作為に選出される」というような紹介の仕方が普通である。しかし、アメリカでも、陪審の母国であるイギリスでも、わずか数十年前までは、陪審員の資格を何らかの形で制限することは決して珍しくなかった。基本的に無作為選出を原則とする今日でも、現行の陪審選出手続は、人種の少数者の陪審への参加を十分に確保できないという声がある。

陪審選出手続は大別して、陪審資格者名簿の作成、陪審義務の免除、および当事者による忌避の三段階に分けられる。本項では、陪審選出手続の全体像を示しつつ、人種の少数者の陪審への参加を妨げうる諸要因を指摘する。⁽⁷⁾

A 陪審資格者名簿の作成

陪審が基本的に一般市民から無作為で選出されることが一般的になったのは比較的最近のことではしかない。たとえば、一九六〇年代半ば頃までは、かなりの部分の連邦裁判所において何らかの形のえりぬき陪審が用いられていた。⁽⁸⁾連邦の Jury Selection and Service Act of 1968 はこのような状況を改め、連邦の裁判所において陪審を一般市民から無作為に選出する原則を確立した。⁽⁹⁾ 同法は、陪審資格者名簿 (master wheel) の作成のために有権者名簿 (registered voters list) を基礎として用いることを定めた。現在では多くの法域においてかつてのような人種差別になじみやすい選出方法は用いられていないが、有権者名簿を基礎として用いる方法に問題がないわけではない。

第一に、アメリカでは投票資格を有する者のすべてが有権者名簿に登録しているわけではないので、有権者名簿はコミュニティの人口構成を必ずしも正しく反映するわけではない。有権者名簿への登録率は、通常白人よりも人種的

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

少数者の方が低いので、人種の少数者の陪審への参加が困難になる。⁽¹⁰⁾ アメリカでは有権者名簿登録者よりも運転免許保有者の方が多く、運転免許保有者台帳 (driver registration list) が用いられることがある。しかしこれも単独で用いられると、年長者、低所得者、女性などの特定の集団が十分に確保されない。⁽¹¹⁾ どのような名簿であれ固有の偏りは避けられないので、いくつかの名簿を組み合わせることで陪審資格者名簿が作成される場合がある。しかし、複数の名簿に記載されている同一の人物を特定し消去する作業は技術的に困難であり、同一人物が二人以上に数えられてしまう場合がある。有権者名簿と運転免許保有者台帳があわせて用いられる場合、運転免許保有者台帳にしか記載されていない人種の少数者が多く、白人の方が陪審に選出される可能性が高そうである。⁽¹²⁾

第二に、陪審資格者名簿を改訂する期間が問題になる。人種の少数者は、白人に比べて短期間に転居することが多いので、長期間に亘って名簿を改訂しないっていると、人種の少数者が名簿に十分に記載されないことになりそうである。Fukuraらによれば、四年ごとに名簿が改訂されると、三〇才未満のアフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の陪審有資格者のうち、七〇・六%が陪審選出手続から排除される。三〇才から五四才までの陪審有資格者を比較すると、白人の三〇・六%が排除されるのに対して、アフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の四二・四%が排除される。⁽¹³⁾

B 陪審義務の免除

陪審資格者名簿が作成されると、そこから基本的には無作為に陪審候補者が選出されるが、陪審候補者は様々な理由で免除される。陪審資格者名簿から選出され、陪審員としての資格の有無を決めるための質問書 (questionnaire) を送付された者のうち、約六〇%もが陪審義務の免除を求めるとさえ言われる。⁽¹⁴⁾ 陪審義務の免除には、欠格 (dis-

qualification)、(職業を理由とする)自動的免除(automatic exemption)、および、(個人的事情を理由とする)免除(excuse)の二種類がある。

連邦の現行法は、(一)当該裁判地区内に一年以上居住している一八才以上の合衆国市民以外の者、(二)陪審員資格用紙(juror qualification form)に適切に記入するために十分な程度の能力で、英語を読み、書き、かつ理解することのできない者、(三)英語を話すことのできない者、(四)精神もしくは身体の病気のために、陪審の義務を十分に果たすことのできない者、または(五)一年以上の懲役を科しうる犯罪を實行したことにつき現に起訴された者、もしくは州もしくは連邦の正式記録裁判所(count of record)においてそのような犯罪につき有罪の判決を受け、かつその市民的権利(civil rights)が未だに回復されていない者を連邦の裁判所における陪審員としての欠格者として⁽¹⁵⁾いる。

州における陪審員の資格は、それぞれの州によって異なるが、基本的には連邦の資格要件と類似している⁽¹⁶⁾。

Fukunairaによれば、カリフォルニア州では、「市民であること」の要件によって、白人男性の八・〇九%、白人女性の五・八八%が欠格とされるのに対して、アフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の男性の一四・六三%、アフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の女性の二〇・九七%が欠格とされる。また、「英語能力」の要件によって、白人男性の七・四五%、白人女性の四・八四%が欠格とされるのに対して、アフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の男性の三六・五九%、アフリカ系アメリカ人およびヒスパニック系の女性の二五・八一%が欠格とされる⁽¹⁷⁾。

陪審員としての資格を有する者であっても、職業を理由として陪審の義務を免除される場合がある。このような免除の理由としては、従来次のような説明がなされてきた。(一)ある種の職業に就いている者は、陪審員として時間を使うことができないほど社会のために重要な役割を果している(選挙で選ばれた公務員、聖職者、医師、警察官、

軍人)。(二) ある種の職業に就いている者は、他の陪審員に対して極めて大きな影響を与えるかもしれない(法律家、警察官)。(三) ある種の職業に就いている者は、有罪無罪の問題について職業的な偏見を持っている(聖職者、警察官)⁽¹⁸⁾。連邦の現行法は、(A) 現役軍人、(B) 消防士または警察官、および(C) 合衆国政府または州、特別地区、もしくは準州の政府の行政部、立法部または司法部の公務員を陪審の義務から免除している⁽¹⁹⁾。また、州の多くも、このような職業の者を免除している⁽²⁰⁾。ただし、現在の一般的な傾向としては、コミュニティを正しく代表する陪審を確保するために、自動的な免除を廃止する方向にあると言われている⁽²¹⁾。

自動的に免除される職種に就いていない者でも、個人的な事情によって免除されることがある。陪審員は、事件によつては非常に長い時間拘束されるが、必ずしも金銭的に十分な補償が与えられるわけではない。それゆえ、雇い主によつて補償されない陪審候補者が免除される場合があり、このことによつて特に、経済的に恵まれていないこと、多い人種的少数者の陪審候補者が免除されやすいと言われる。この他にも、女性や裁判所までの交通手段の不便な者などが免除されることが多い⁽²²⁾。

裁判所によつて異なるが、多くの場合、陪審候補者は、(一) 陪審資格者名簿から選ばれた者が、質問書(questionnaires)を送付されたとき、(二) 陪審員の召喚状を送付されたとき、(三) 当日裁判所に来たとき、の三つの時点で免除されうる⁽²³⁾。この中でも、郵便によつて質問書を送付するという方法が、陪審の構成に影響を与えうるすなわち、質問書を受け取らず、または返送しない者は多い。Van Dykeによれば、質問書に答えないことはほとんどどの地域において犯罪であるが、このような犯罪を理由として訴追されたということはほとんど聞かれない。質問書を無視した者に何度も質問書を送るよりも、別の者に新しく質問書を送付する方がずっと都合がいいからである。このため、貧困な、教育のない、そして転居することの多い者が陪審から排除されることになる⁽²⁴⁾。

C 当事者による忌避

陪審選出手続の最終段階に、ヴォワール・ディール (voir dire) と呼ばれる手続がある。ヴォワール・ディールは、「真実を語る」という意味であり、陪審候補者に対して、偏見の有無や当事者や証人との関係を確かめるために質問がなされる。ヴォワール・ディールは、裁判官が執り行う場合と、当事者が執り行う場合とがある。このような質問に対する陪審候補者の回答に基づいて、当事者は陪審候補者を忌避する。ヴォワール・ディールは、陪審選出手続のクライマックスであり、事件によっては非常に慎重に、そして長い時間をかけて行われる。⁽²⁵⁾ アメリカにおいてヴォワール・ディールが重要視されていることは、アメリカの陪審選出手続の際立った特徴であり、「イギリスにおいては陪審員が選出されたときには既に公判は終審員が選出されたときから公判が始まるのに対して、アメリカにおいては陪審員が選出されたときには既に公判は終わっている」とさえ言われる。⁽²⁶⁾ また、ヴォワール・ディールは、偏見を有する、あるいは有すると思われる陪審候補者を排除するためだけに行われるのではなく、偏見の有無を確かめる一連の質問を、しつこいと感じられるほどに繰り返すことによつて、残された陪審員に公正であることの重要性を教え込むという、いわば教育的効果をも果すとされる。⁽²⁷⁾

陪審候補者が質問に答えた後、当事者は陪審候補者に対して忌避権を行使することができる。忌避には理由付忌避 (challenge for cause) と無条件忌避 (peremptory challenge) の二種類がある。陪審選出手続の全過程の中でも、忌避権の行使は、陪審の最終的な構成に直接関わるだけに極めて重要であり、その手続の公正さについて慎重な検討がなされなければならない。

理由付忌避をするためには、当事者は、その陪審候補者が公正な判断を下せない理由を裁判官に示し、納得させなければならない。理由付忌避が認められるのは、当該陪審候補者が、事件の当事者 (被告人もしくは被害者) または

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

弁護人もしくは検察官と知り合いであったり、陪審候補者自身またはその家族や友人などの親しい者が、同じ種類の、または類似の犯罪の被害を被ったことがあるなどの理由で、冷静に事件を判断することができない、といった特殊な事情がある場合に限られる。陪審候補者の人種、性別、年齢、職業などの一般的な属性は、理由付忌避の理由としては認められない。

理論上、理由付忌避権を行使できる数に制限はない。当事者は、裁判官を納得させることができれば、何人でも候補者を忌避しうる。しかしながら、実際には、理由付忌避が認められる数はそれほど多くなく、十二人の陪審を選出する場合には、理由付忌避は一〜三回しか認められないのが普通である。⁽²⁸⁾理由付忌避がどのような場合に認められるかという問題について、リードは次のような例をあげている。たとえば飲酒運転の事件において、厳しい禁酒を實踐する宗派に属する陪審候補者がいる場合に、弁護側が、その候補者が公正な判断を下せないとして、理由付忌避を求めたとする。これに対して検察側が、たとえ禁酒主義者であっても法に従って判断できるかどうかをその候補者に質問する。この質問に対して、その陪審候補者が「できる」と答えれば、裁判官は理由付忌避を認めないであろうが、弁護人がさらに質問をして、その陪審候補者に公正に判断することが困難であることを認めさせれば、裁判官が理由付忌避を認める確率は高くなる。⁽²⁹⁾つまり、陪審候補者の中立性を疑わせるような事情が存在することが示されたとしても、その陪審候補者が公正に判断を下すことができると述べれば、裁判官は理由付忌避を認めないのが普通である。

理由付き忌避が認められなくても、当事者は一定数の陪審候補者を無条件忌避権によって排除することができる。無条件忌避権は、陪審選出手続の中でも特に困難な問題を伴うので、項目を改めて詳細な検討を試みる。

3 無条件忌避

A 無条件忌避権の意義

理由付忌避権を行使するためには当事者は裁判官を納得させるような理由を示さなければならないが、無条件忌避の場合には、なんら理由を示すことなく陪審候補者を排除することができる。アメリカでは、すべての法域において被告人側および検察側の両方が一定数の無条件忌避権を行使することができる。陪審の母国であるイギリスにおいては、無条件忌避権行使の回数は徐々に減少させられ、最終的に廃止されたの⁽³⁰⁾に対して、アメリカではこの権利は極めて重要視されており、活発に利用されている。元来無条件忌避権は、イギリスでは被告人側しか行使することができなかつた⁽³¹⁾が、被告人だけではなく検察側も無条件忌避権を行使しうることがアメリカの特徴である⁽³²⁾。無条件忌避権を行使しうる回数はそれぞれの法域によって異なるが、多くの場合、被告人側と検察側が行使しうる回数は同じであり、死刑を科しうる犯罪など重大な事件においては、通常の事件より多くの回数⁽³³⁾が認められることがある。また、法域によっては、公正な裁判を受ける被告人の利益に鑑みて、被告人側に検察側より多くの忌避権⁽³³⁾が認められる場合がある。

無条件忌避権の行使の方式は様々であるが、大きく分けて、交替方式 (replacement system) および抹消方式 (struck jury system) の二種類がある。交替方式は伝統的に用いられてきた方法である。交替方式の場合、ある陪審候補者が忌避されると、残りの陪審候補者の中から無作為に新しい候補者が選出される。当事者は、新しく二人の中に加えられた陪審候補者を再び忌避することができる⁽³⁴⁾といえ、次に選出される候補者が最初に忌避した候補者よりも偏見の大きい (自分達にとって都合の悪い) 者であるかもしれないというリスクを負う。

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

これに対して抹消方式の下では、陪審候補者の数が、最終的に選出される陪審員の数と両当事者が行使しうる無条件忌避権の回数を合計した数と等しくなるまで陪審候補者に対して質問がなされ、理由付忌避によって忌避される。数が等しくなったら、両当事者は、陪審員が最終的な人数になるまで、それぞれ無条件忌避権を行使する。⁽³⁵⁾これにより当事者は、交替方式に付随する危険を避けることができる。

無条件忌避権の意義は次のように説明される。第一に、無条件忌避権は、当事者が偏見ある陪審候補者を排除することを可能とする。当事者が、ある陪審候補者が偏見を有していると考えてはいるが、そのことを裁判官に認めさせることができない場合に無条件忌避権が用いられる。つまり、前述のように、陪審候補者が公正な判断を下せると言え、裁判官は理由付忌避を認めないことが多いが、そのような場合でも当事者がその者の公正さに疑問を持つていれば、無条件忌避権を行使することによって排除することができる。⁽³⁶⁾

第二に、無条件忌避権は、裁判の信頼性を確保する。無条件忌避によって排除される陪審候補者は、偏見があるように見えたとしても、実際に公正でかつ偏見のない者であるかもしれない。しかし、たとえ忌避される陪審候補者が公正であるとしても、当事者はその公正さに疑問を抱いているのである。それゆえ、その候補者の排除を認めることによって、当事者は、「事件を審理する陪審員が、陪審員の面前の証拠に基づいて判断するのであり、それ以外のものに基づいて判断するのではない」という確信を持つことができる。つまり、無条件忌避権は、実際に偏見ある陪審候補者を排除しうるだけでなく、当事者の陪審の公正さに対する信頼性を、そしてそれゆえ裁判の公正さに対する信頼性を向上させると考えられる。

もちろん、現実の訴訟においては、当事者は真に公正な陪審員を残そうとするとは限らない。当事者にとって裁判に勝つことが重要である以上、自分の側に有利な陪審員を確保しようとする、言い換えれば、相手方に対して偏見を

持つ陪審員を残そうとするのは当然であろう。そして、無条件忌避権が理由を述べる必要がないものである以上、正当な理由によらない忌避権行使を適切に抑止することはできない。しかしながら、一方だけでなく両当事者が無条件忌避権を行使していく中で、最終的には「公正な」陪審が選出されると考えられている。⁽³⁸⁾ すなわち、一方当事者の党派的な目的での忌避権行使については、相手方がそれを見抜き、自分の側の無条件忌避権を有効に行使用することに よって打ち砕くことが期待される。⁽³⁹⁾ それゆえ、通常の訴訟においては被告人側と検察側とに同数の無条件忌避権が認められるのである。

無条件忌避の第三の機能は、当事者が理由付忌避権を十分に行使できるようにすることである。ヴォワール・デイールにおいて当事者が陪審候補者に質問する場合には、当事者は理由付忌避によって排除することが適切であるかどうかを知るために陪審候補者に質問をする。しかし、当事者が理由付忌避権行使のための正当な理由を結局見出すことができず、陪審候補者に質問する過程で逆に、質問された陪審候補者に敵意を抱かせることがあるかもしれない。このような場合、無条件忌避権が存在しなければ、理由付忌避権行使のために遠慮のない質問をすることは困難になり、その結果理由付忌避権を適切に行使することができなくなってしまう。⁽⁴⁰⁾

第四に、無条件忌避権は、人種的または民族的少数者に対して偏見を抱いている者を排除するために適切な手段であるとされる。Babcock によれば、通常の人々は、ヴォワール・デイールのような公の場で、自分が少数者に対して偏見を持っていることを認めようとはしない。もちろん、自身の偏見を意識的に隠そうとする者もいれば、無意識の偏見を抱いている者もいるであろう。そのような陪審候補者を排除するためには、理由を述べる必要のない無条件忌避権が有効であるとされる。⁽⁴¹⁾

B 無条件忌避権の問題点

無条件忌避権が右のような役割を果たすためには、「理由を述べる必要がない」ということが重要であるのだが、他方、そのような無条件忌避権の本質に付随する重要な問題点を指摘することができる。

第一の問題点は、無条件忌避権の性質上やむを得ないことではあるが、忌避権が「差別的な」排除の目的で行使される危険があるということである。無条件忌避の意義に関して既に述べたように、当事者は、「公正な」陪審員を確保するため、すなわち、偏見ある陪審候補者を排除する目的のためではなく、たとえその陪審候補者が偏見のない者であっても、勝訴するためにその者を忌避することができる。この問題については、通常両当事者が同数の無条件忌避権を行使しうるので、最終的には「公正な」陪審が選出されると想定されることは既に述べた。しかしながら、無条件忌避権行使の目的については、もう一つ別の観点から分析することができる。すなわち、忌避権行使の目的が、その事件の特殊性と忌避される陪審候補者個人の生活体験に関わるようなものである場合と、そうではなく、特定の陪審候補者が特定の集団に所属しているという理由でしかない場合を区別することができる⁽⁴⁾。陪審候補者がある特定の集団に所属しているというだけの、その者の個人的経験と全く関係のない理由でその者を排除することが、無条件忌避権の正当な機能に含まれるのか、そしてまた、そのような理由に基づく排除は、忌避される陪審候補者の権利を侵害しないと言いうるのか、という問題が残される。

第二の問題点は、無条件忌避権は、通常少数者に対して不利に機能しうることである。両当事者が同じ数の無条件忌避権を行使できるからといって、両当事者が対等の立場にあるとは言えない。現在のアメリカの刑事陪審においては、陪審候補者プールの人種構成は通常白人がかなりの多数を占めるであろう。人種の少数者は、陪審候補者プールにおいても少数派であるのが普通である。このような状況では、少数者側が無条件忌避権を有効な手段として

用いることは困難である。⁽⁴³⁾

交替方式の下では、既に述べたように、ある陪審候補者が忌避されると別の候補者が「無作為に」選出される。しかし、ここで言う「無作為な」選出は、平等であることを意味しない。陪審候補者プールから次に選ばれる者は、白人である確率が高いのである。無条件忌避権によって少数者を排除することが比較的容易であるのに対して、少数者側が多数者を排除して、最終的な陪審の中に少数者を含ませることは困難である。

抹消方式が採用されている場合には、少数者はなお一層不利な立場に置かれる。たとえば、住民の七五%を白人、残り二五%をアフリカ系アメリカ人が占めるところで、被告人側および検察側がそれぞれ無条件忌避権を六回ずつ行使できるとする。ある事件の公判において幸運にも、無条件忌避権を行使する直前の陪審プールが、白人一八名、アフリカ系アメリカ人六名という住民構成を正しく反映する人種構成になったとしても、少数者は不利である。白人側は、六回の無条件忌避権をすべてアフリカ系アメリカ人の陪審候補者に対して行使すれば、全員白人の陪審を確保するのである。交替方式の場合には、少数者側は、確率は低いとはいえ、もし運がよければ、白人の陪審候補者を忌避してアフリカ系アメリカ人の陪審員を確保できるかもしれない。しかし抹消方式の場合には、人種の少数者に属する当事者が、同人種の陪審員を確保するために無条件忌避権を行使することはほとんど不可能である。

これら二つの問題を考慮すれば、無条件忌避権が少数者にとっては不利に機能しうることがわかる。そして、実際に人種の少数者が組織的に排除されていたことは事実である。検察官は一般的に、中年で中流階級に属し、かつ白人である陪審員が、被告人よりむしろ検察側の立場を理解するという前提に立って、そのような陪審員を求めると言われる。たとえば、ダラス・カウンティ地区検事局において作成された、テキサス州の検察官の訓練教本は、「刑事陪審における陪審選出」について、少数者集団を排除すべきであるという指針を明示していた。⁽⁴⁴⁾

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

そのようなことが実際に行われるなら、「公正な」陪審員を選出するという無条件忌避権の本来の目的とは全く異なる理由で陪審候補者が排除され、そして陪審の代表性（representativeness）が損なわれる危険が生じる。そして実際に、無条件忌避権が人種の少数者に向けて組織的に行使されたと考えられる事例は枚挙に遑がない。⁽⁴⁵⁾

これまで述べてきたことから、陪審選出手続と人種の少数者の問題について次のように言うことができよう。陪審選出手続には様々な段階があるが、実際の陪審は必ずしもコミュニティの人種構成を正しく代表するわけではない。どのような名簿を陪審員選出のための基本名簿として使用するか、という選択一つが、陪審の人種構成に対して大きな影響を与える。

とりわけ無条件忌避権は、陪審の最終的な構成に直接影響するので、不当に行使されれば極めて重要な問題が生じる。無条件忌避権の存在意義についての従来の説明は、両当事者が同数の忌避権を行使しようとしても少数者が不利な立場にあるということを見過ごしている。現行の陪審選出手続、とりわけ無条件忌避制度には、一個の集団としての陪審の公正さを維持するためのシステムが存在しない。それはむしろ、少数者を排除しようとする者にとって有利に機能しうる。

4 合衆国最高裁の判例に見る陪審選出手続における人種差別的排除の問題

A 判例の基本的な流れ⁽⁴⁶⁾

陪審選出における人種差別に関する合衆国最高裁の最初の判例は、一八八〇年の *Strader v. West Virginia* 事件判決⁽⁴⁷⁾である。この事件ではアフリカ系アメリカ人の被告人がウエスト・バージニア州において謀殺につき起訴され、

全員白人の陪審により有罪とされた⁽⁴⁸⁾。同州では当時州法により陪審員資格を二一才以上の白人男性に限定していた。最高裁は、このような州法が第一四修正の法の下での平等保護を侵害すると判示した。しかしながら、同判決によれば、被告人には陪審員のすべてまたは一部が自分と同じ人種の陪審による審理を受ける権利はなく、州が何らかの形で陪審員の資格を制限すること自体は違憲とはされない⁽⁴⁹⁾。

Strauder 事件判決によって差別的な州法が違憲とされた後には、人種差別的な陪審選出手続の実務の合憲性が争われることになった。合衆国最高裁は当初消極的な態度をとったが⁽⁵¹⁾、一九三五年の *Norris v. Alabama* 事件判決⁽⁵²⁾によって、人種差別の証明について新たな一步を踏み出した。被告人 *Norris* (未成年のアフリカ系アメリカ人⁽⁵³⁾) は、白人女性をレイプしたとして起訴され有罪とされた。この事件では、アフリカ系アメリカ人の陪審有資格者がかなり存在するにもかかわらず、アフリカ系アメリカ人が陪審から長期間完全に排除されていたことで、差別の「一応の証明」(a prima facie case) が認められた。陪審選出委員会が、人種を考慮に入れていなかったと述べるだけでは、差別側による「一応の証明」を反駁するためには不十分であるとされた⁽⁵⁴⁾。

一九七〇年代になると、この分野においていくつかの注目すべき判決が見られるようになる。一九七〇年の *Carter v. Jury Commission of Greene County* 事件判決⁽⁵⁵⁾において最高裁は、人種的少数者の被告人ではなく、陪審員として司法過程に参加する権利を否定された市民が訴訟を提起することを認めた。

一九七二年の *Alexander v. Louisiana* 事件判決⁽⁵⁶⁾では、数字上の隔たりの計算方法に関して新しいアプローチが採用された。同事件においてはルイジアナ州 *Lafayette Parish* における陪審選出方法が問題とされた。同 *Parish* のアフリカ系アメリカ人の人口は約二一%であったが、陪審候補者に送付された質問書 (questionnaires) には、人種を記入する欄が設けられており、質問書を返送したアフリカ系アメリカ人は、約一四%であった⁽⁵⁷⁾。合衆国最高裁は同事

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

件において初めて、「絶対算出法」(absolute method) に代えて、いわゆる「比較算出法」(comparative method) を採用した。従来の絶対算出法によれば、アフリカ系アメリカ人がどの程度陪審から排除されたか、という問題については、二一％から一四％を引いて、七％という解答が算出されていた。しかし、比較算出法によれば、アフリカ系アメリカ人排除の程度は、減少した七％を二一％で割って、三分の一減少したということになる。⁽⁵⁸⁾

一九七二年の *Peters v. Kill* 事件⁽⁵⁹⁾ では、アフリカ系アメリカ人が組織的に排除された陪審によつて有罪とされた白人被告人が、そのような陪審選出手続の合憲性を争った。合衆国最高裁は、被告人の人種がアフリカ系アメリカ人であろうと白人であろうと、アフリカ系アメリカ人を排除するような陪審選出手続は、コミュニティの横断面の陪審による審理を受ける被告人の権利を侵害すると判示した。

B 無条件忌避権の人種差別的行使に関する判例

合衆国最高裁は、陪審選出手続の中でも初期の段階に関しては、人種の少数者の陪審からの排除を抑止する方向へ向かってきた。もちろん、これらの法理が実際にどの程度人種の少数者の陪審への参加を実現しうるかは必ずしも明らかではない。しかし、最後の段階の無条件忌避権はなお一層困難な問題を伴う。ここでは項目を改めて、無条件忌避権の人種差別的な行使に関する最高裁の判例を検討する。

i *Swain v. Alabama* 事件判決⁽⁶⁰⁾

一九六五年の *Swain v. Alabama* 事件では、検察側による無条件忌避権の行使が人種差別的であるかどうかが問題となった。アフリカ系アメリカ人である被告人 *Swain* は、アラバマ州 *Taladega County* においてレイプにつき起訴され、有罪とされ、そして死刑を宣告された。同カウンティにおいては、陪審を選出するための無条件忌避権の行使

に際して抹消方式が採用されており、死刑を科しうる犯罪の場合には、およそ七五人の陪審候補者の中から、被告人側が二回行使すると次に検察側が一回行使するという割合で、残り一二人になるまで交互に忌避権を行使した。本件においては、陪審候補者プールの中に含まれていた六人のアフリカ系アメリカ人はすべて検察側によって忌避された。この事件の主要な争点は、検察側によるこのような無条件忌避権の行使が人種差別的であるかどうか、であった。

法廷意見は、無条件忌避権は合衆国憲法によって保障された権利ではないことを認めながらも、無条件忌避権の重要性を最大限に尊重した。すなわち、法廷意見によれば、無条件忌避権の機能は、一方の側に極度に偏向している陪審候補者を排除することだけでなく、陪審が証拠以外のものに基づいて判断しないことを両当事者に確信させること、すなわち、正義の外観を確保することにもある。法廷意見は、歴史的に見て、無条件忌避権はもともと被告人のみに与えられていた権利であることを認めつつ、アメリカにおいては無条件忌避権は被告人のみならず検察側に対する偏見を取り除くために重要な権利であり、「被告人と検察の間では力は対等に保たれている」と述べた。⁽⁶¹⁾ 法廷意見はさらに、「無条件忌避権の極めて重要な本質は、それがなんら理由を述べることなく行使され、なんら質問を受けることなく、かつ裁判所による支配に服することなく行使されるものである」と述べる⁽⁶²⁾と述べ、陪審候補者が特定の集団に所属していることを根拠として無条件忌避権を行使しうることを認めた。法廷意見によれば、ある特定の事件においてアフリカ系アメリカ人を無条件忌避権によって排除することは法の下の平等を損なうものではなく、「黒人 (Negro) も白人も、プロテスタントもカソリックも、同じように理由を示されることなく忌避される」⁽⁶³⁾のであり、「ある特定の事件においては、検察側は、…公正かつ不偏的な陪審を確保するために忌避権を行使していると推定されなければならない」⁽⁶⁴⁾。

しかし法廷意見は、もし検察官が終始一貫してかつ組織的に陪審からアフリカ系アメリカ人を排除するために無条

件忌避権を行使してきたことが証明されるなら、無条件忌避権が公正な陪審を確保するために行使されているという推定が覆されると述べた。⁽⁶⁵⁾

Swain v. Alabama 事件判決は、無条件忌避権の裁量的性質を最大限に尊重した。この判決の法理によれば、ある特定の事件において検察官がアフリカ系アメリカ人の候補者をすべて排除したとしても、人種差別的な目的で行使されたことの証明にはならない。被告人が検察官による人種差別を立証することは理論的には可能であるが、被告人に課せられた証明責任は極めて大きいと言わざるをえない。

ii Batson v. Kentucky 事件判決⁽⁶⁶⁾

Swain v. Alabama 事件判決は被告人に過酷な証明責任を課したため、人種差別的な無条件忌避権行使は依然として行われていた。たとえば、一九八三年から一九八四年の間にテキサス州 Dallas County で行われた百件の陪審裁判において、検察側は四六七人のアフリカ系アメリカ人陪審候補者のうち四〇五人に対して無条件忌避権を行使した。白人陪審候補者の二人に一人が実際に陪審を務めたのに対して、アフリカ系アメリカ人陪審候補者の場合にはその割合は一〇人のうち一人であった。⁽⁶⁷⁾ほとんどの裁判所は、陪審候補者の人種や、陪審候補者が理由付忌避権または無条件忌避権のいずれによって忌避されたのか、あるいは、検察側と被告人側のどちらによって忌避されたのか、についての記録を保存していなかったこともあり、被告人はほとんど Swain v. Alabama 事件判決の下での厳しい証明責任を果すことができなかった。⁽⁶⁸⁾いくつかの州では、州憲法に基づいて人種差別的な無条件忌避権行使の立証責任が緩和された。⁽⁶⁹⁾合衆国最高裁もついに、一九八六年の Batson v. Kentucky 事件判決において Swain v. Alabama 事件判決の下での立証責任を見直すに至る。

同事件の被告人 Batson はアフリカ系アメリカ人であり、第二級不法目的侵入および盗品收受の罪で起訴された。

検察側は、陪審候補者プールの四人のアフリカ系アメリカ人すべてを無条件忌避権によって排除した。こうして選出された全員白人の陪審は両方の訴因について有罪の評決を下した。

法廷意見は *Swain v. Alabama* 事件判決以降の合衆国最高裁の判例の変遷を踏まえて、被告人は、長期間に亘る差別的選出方法の証明を求められることなく、被告人自身の事件における検察官による無条件忌避権の行使に関する証拠のみに依拠して、「意図的な人種差別の一応の証明」を果すことができるかと判示した。法廷意見によれば、このような証明を果すためには、被告人は第一に、自分が認識しうる人種グループのメンバーであること、および検察側が被告人の人種の陪審候補者を排除するために無条件忌避権を行使したことを立証しなければならぬ。第二に、被告人は、無条件忌避権が、「差別しようとする者が差別する」ことを可能とする陪審選出手続の実務を成しているという争う余地のない事実⁽⁷⁰⁾に依拠する権利を有する。最後に、被告人は、これらの事実およびその他の関連する状況が、検察官が陪審から被告人と同じ人種の者を人種を理由として排除する目的で無条件忌避権を行使したことを推測させることを立証しなければならない。法廷意見は、事実審裁判官が被告人によって右の証明責任が果されたかどうかを判断するに際して、すべての関連性ある事情を考慮するものとする。たとえば、アフリカ系アメリカ人陪審候補者に対する忌避権行使がパターン化していれば差別の推定が成立するかもしれないし、また、ヴォワール・デイルにおける検察官の質問や発言を考慮に入れることができる。

被告人が一応の証明をなしたなら、立証責任が転換し、検察側がアフリカ系アメリカ人の陪審候補者を忌避したことに ついて、それが人種を理由とするものではないという中立的な説明をしなければならぬ。法廷意見は、この説明が理由付忌避権の行使を正当化するほどに具体的なものである必要はないことを強調する。しかし、検察官は、被告人と同じ人種の陪審候補者が人種を共有しているが故に被告人側に偏向しているという想定——または直感的判断

——に基づいて彼らを忌避したと述べるだけでは、被告人による一応の証明を反駁することはできず、審理される特定の事件に関連性のある人種中立的な理由を述べなければならぬ。⁽⁷¹⁾

iii Batson v. Kentucky事件判決の問題点

Batson v. Kentucky 事件判決は、先例を明示的に覆し、人種差別的な無条件忌避権行使の証明責任を緩和した点で画期的な判決である。しかしながら、この法理の有効性に疑問を呈する者は数多い。

a 被告人による「一応の証明」

Batson 法理の下では、被告人は第一に、人種差別の「一応の証明」を果さなければならない。事実審裁判官が「一応の証明」が果されたかどうかを決定するために最高裁が示した基準は、「検察官が小陪審から被告人と同じ人種の者を人種を理由として排除する目的で無条件忌避権を行使したことを推測させる」⁽⁷²⁾かどうか、というものである。法廷意見は、「ヴォワール・ディールの経験豊かな事実審裁判官が、検察官の無条件忌避権行使に関する状況が、黑人 (Black) 陪審員に対する差別の一応の証明をもたらしているかどうかを判断することができるであろうことを確信している」と述べている。⁽⁷³⁾

しかし、Alschuler は「一応の証明」の問題点を指摘している。Alschuler によれば、検察官が二人または三人の人種の少数者の陪審候補者を忌避したのに、「一応の証明が」認められなかった事件がある。⁽⁷⁴⁾ 通常陪審候補者プールの中に人種の少数者がさほど多くは含まれないこと、そして二人の陪審の中に（住民構成を反映する見地から）含まれるべき人種の少数者の数もまた多くはないことを考慮に入れれば、二人または三人の人種の少数者の排除が一応の証明に当たらないとするならば、全員白人の、または住民構成以上に多くの白人を含む陪審が選出される可能性は高いといえよう。⁽⁷⁵⁾

Marshall 最高裁判官が *Batson v. Kentucky* 事件判決の補足意見において既に予見していたように、「検察官は、陪審選出手続における黒人 (black) に対する差別を「許容されうる」レヴェルにとどめていれば、依然として差別を行うことができる」と考えられる。⁽⁷⁶⁾

b 人種中立的な理由

被告人が運良く人種差別の「一応の証明」を果すことができたとしても、検察官が人種中立的な理由をあげれば、人種の少数者の陪審候補者に向けられた無条件忌避権行使は正当なものともみなされる。しかし問題は、どのような説明が正当な「人種中立的な」理由として認められるのか、についてはつきりとした基準が存在しないことである。この点についても、Marshall 裁判官は *Batson v. Kentucky* 事件判決の補足意見において既に、「検察官は、陪審候補者を忌避したことについて、表向き「人種」中立的な理由を容易に主張することができる」と述べている。⁽⁷⁷⁾

人種の少数者には、人種以外にも共通している部分が多く、多数派人種である白人とは共有している部分がそれほど多くないことを考慮すれば、検察官は人種中立的な理由を挙げるのには事欠かないように思われる。検察官は、たとえば、あるアフリカ系アメリカ人陪審候補者を排除した理由を、その候補者が被告人と同じ地域に住んでいるからであるとか、似たような地域に住んでいるからであるとか、あるいは経済的に恵まれていないからであるとか、失業中であるからとか、被告人と同じ宗教 (宗派) を信仰しているからであるとか、高校を卒業していないからであるとか、逮捕された経験があるからであるとか、様々な理由をあげることができる。⁽⁷⁸⁾

右に述べたような基準は人種の少数者の参加を事実上妨げるにせよ、「客観的」であると言いうるかもしれない。しかしながら、態度や物腰といった「主観的な」説明が、人種中立的な説明として受け入れられることもある。⁽⁷⁹⁾

このような状況を踏まえれば、少数かもしれないが確実に存在する悪意ある検察官にとっては、*Batson v. Ken-*

ucky 事件判決のメッセージは、「自由に忌避できる持ち分を使い果したときには、もっともらしい理由を何かでつち上げなければならない⁽⁸⁰⁾」というものでしかないのかもしれない⁽⁸¹⁾。

c 有効な救済方法の欠如

人種の少数者が「一応の証明」を果し、かつ人種中立的な理由が裁判所によって認められなかったとしても、どのような救済を与えたらよいのかという困難な問題が残される⁽⁸²⁾。

忌避権を行使される以前には検察側に対してなんら偏見を持っていなくても、無条件忌避権によって一度排除された後に復帰したとしたら、その陪審員は、検察側に対して敵意を抱くかもしれない。このことにより、公正な審理が妨げられるかもしれない。

新しい陪審候補者を召集して陪審選出手続を最初からやり直すことは、社会全体に経済的負担を強いることになる。また、被告人の立場から見ても、この救済方法は望ましいものとは言えない。なぜならば、このような救済方法は、検察官に、人種差別的な無条件忌避権の行使を差し控えるための強い動機を必ずしも与えないからである。もし検察官が、ある陪審候補者プールの中に含まれる人種の少数者の数が多すぎると考えたなら、無条件忌避権によって人種の少数者を排除しようとするかもしれない。このような無条件忌避権の行使が人種差別的でないと裁判所によって認められるなら、検察官は自分の望む人種構成の陪審を選出できるし、無条件忌避権の行使が人種差別的であると判断されても、陪審選出手続が新しく最初からやり直されるので、陪審候補者プール全体を忌避することに成功したと言えるかもしれないからである⁽⁸³⁾。そればかりでなく、裁判官は、検察官の人種中立的な説明が偽りの口実にすぎないのではないかと疑ったとしても、新しい陪審を召集するには多大なコストがかかるので、そのような説明を受け入れるかもしれない⁽⁸⁴⁾。

このような事情を考慮すると、*Batson v. Kentucky* 事件判決の下で人種差別的な無条件忌避権行使が証明されたとしても、与えられうる救済方法は不十分であると言うことができよう。

5 陪審の人種構成

A 差別的に排除される陪審候補者の権利

前述のように、合衆国最高裁は、人種の少数者の被告人には同人種の陪審員を含む陪審によって審理される権利はないものの、陪審選出手続における人種差別的な陪審候補者の排除が平等条項を侵害すると判示してきた。とりわけ、*Batson* 判決において、被告人の立証責任を緩和し、特定の事件における検察官の無条件忌避権行使の証拠のみに基づいて被告人が人種差別を立証することを可能とした。

しかし、陪審の人種構成の問題は、被告人が人種の少数者である事件に限られるわけではない。かつてアメリカ南部では、アフリカ系アメリカ人が被害者で白人が被告人であるような事件において被告人が有罪とされたことはほとんどなかったとされる。⁽⁸⁵⁾ また、アフリカ系アメリカ人のロドニー・キング氏が白人警察官に殴打された事件で、四人の被告人すべてを無罪とする評決が下されたことは記憶に新しい。

合衆国最高裁は、このようなタイプの事件における人種差別的な無条件忌避権行使の問題を軽視せずに、*Batson* 法理の適用される範囲を拡大してきた。⁽⁸⁶⁾ すなわち、一九九一年の *Powers v. Ohio* 事件判決⁽⁸⁷⁾ においては、白人被告人が検察官によるアフリカ系アメリカ人の陪審候補者の人種差別的な排除を争いうると判示され、同じく一九九一年の *Edmonson v. Leesville Concrete Co., Inc.* 事件判決⁽⁸⁸⁾ においては民事事件における人種差別的な無条件忌避権行使が平等保護条項に反すると判示された。そして一九九二年に下された *Georgia v. McCollum* 事件判決⁽⁸⁹⁾ においてついに、刑事

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

事件における被告人による無条件忌避権行使が「政府の行為」(state action)に当たるとして、被告人による人種差別を目的とする無条件忌避権の行使が違憲とされた。

無条件忌避権の人種差別的行使の証明責任について Batson 法理が適用されたこれらの判決の基礎には、不法に忌避される陪審候補者の権利を重視する考え方があり、人種差別的な無条件忌避権行使が陪審候補者の権利を侵害するという考え方は、Batson 法理を適用したこれら二つの判決において確認されており、また、アメリカのロー・レビュー⁽⁹⁰⁾においても、この考え方を支持する見解が表明されている。⁽⁹¹⁾ 上述の二つの最高裁判決において、このような考え方に依らずに人種差別的な無条件忌避権行使を違憲とする判決に至ることは困難であつたらう。

しかしながら、排除される陪審候補者の権利を重視することは、逆に、陪審選出手続におけるその他の利益や要素を軽視することにつながりかねない。陪審員の権利を重視する Underwood は次のように述べている。

「訴訟当事者は公判の結果にきわめて大きな利害関係を有してはいるが、人種中立的な陪審選出手続における当事者の利害関係は高度に理論的なものである。なぜなら、陪審「選出手続における」人種差別は陪審の人種構成に影響を及ぼすかもしれないし、及ぼさないかもしれないのであり、また、陪審の人種構成は評決の結果に影響を及ぼすかもしれないし、及ぼさないかもしれないからである。

陪審員は、反対に、評決の結果に関わらず、人種に基づく陪審選出手続そのものから直接的かつ明白な侵害を被る。⁽⁹²⁾」

しかし、本稿において既に示したように、無条件忌避権は人種的少数者にとって不利に機能しうるのであり、このことは、Batson 法理の下でも変わらない。そして何よりも、もっぱら多数者のみによって構成される陪審が「不当な」評決に至ることはありうるのではないか。また、たとえ評決の内容が変わらないとしても、人種的少数者が一人も含

まれない陪審が下した評決が、人種の少数者をも含む社会全体に対して正当性を持つであろうか。

本項においては、陪審の人種構成が評決の結果に対してどのような影響を及ぼすかに関する統計的および実験的研究を紹介し、さらに、陪審の評決がどのような信頼性を持つのかという陪審の正当性の問題を検討する。そして最後に、全員白人の陪審が証拠に反して不当な評決に至ったと思われる実際の事件を紹介する。

B 陪審の人種構成が評決の結果に及ぼす影響

陪審の構成が評決の結果に影響を及ぼすかどうかという問題については、イギリスおよびアメリカにおいて多くの研究がなされている。とりわけアメリカにおいては、ヴォワール・デールおよび無条件忌避権の存在とあいまって非常に盛んに論じられている。

陪審の人種構成が評決の結果に影響を及ぼさうという見解を持つ者は多い。陪審はコミュニティを正しく代表することによってその正当性を確保する。特定の社会的集団、とりわけ人種の少数者が排除された陪審は、公判において提出された証拠、人種の少数者の証人の証言、人種の少数者の被告人や被害者の心理状態を正しく理解するために必要な経験を持たないかもしれない。そしてこのことが、評決の結果に影響を及ぼす可能性を否定することはできないであろう。Clowardは、次のように述べている。

「黒人 (black) 証人の証言を陪審員席で聞いている白人陪審員は、黒人がどのようなものであるかについての知覚された観念を通して、その証言を選別し、評価し、そして判断するであろう。ところで、それらの観念には事実に基づいているものもあるかもしれないし、…事実に関連性を有してはいるがひどく誇張されている、といったものもあるかもしれない。そしてまた、それらのふるい分けをする偏見または観念の中には、完全に事実

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

反するものもあるかもしれない。これらのことはいずれも、同じ証言を聞き、評価し、そして判断する黒人陪審員には当てはまらなさそうである。黒人陪審員は、黒人証人とより類似した人生経験を有しているので、まったく異なる立場から、そして社会の中でもまったく異なる人生経験から、そのような証言を評価するであろうと私には思われる。⁽⁹³⁾

また、人種の少数者が陪審に一人でもいれば、無意識の人種差別、すなわち、右のような、共通の経験がないことから生じうる不当な評決は別にしても、あからさまな差別的発言をある程度抑制しうると思われる。

陪審の人種構成が評決に影響を及ぼすかどうかという問題については様々なアプローチがとられており、様々な研究の、それぞれの方法論を考慮に入れなければならない。この問題については、大きく分けて、二つのアプローチを区別することができよう。一つは統計的アプローチである。これは、実際の陪審裁判を調査して、その人種構成と評決の結果との間に何らかの関連性があるかどうかを調べる。二つ目は実験的アプローチである。これは、実際の陪審裁判における陪審を対象とするのではなく、模擬陪審を用いる。前者は、リアリティの点で後者より優れている。しかしながら、実際の陪審裁判が一つ一つ状況の異なるものであり、陪審の人種構成が評決を決定付けた重要な要素であったのかわかりかねないのに対して、実験的アプローチは、評決の内容を規定しうる様々な要素のうち、被告人や被害者の人種、または陪審の人種構成だけが異なる状況をつくり出すことができるので、それらの結果を比較対照することにより、様々な要素の中で人種がどの程度重要な要因であるのかを、より明確に示すことができる。陪審の人種構成が評決の結果に影響を及ぼすのかどうかという問題については、既に述べたように極めて多くの研究がなされており、本稿においてそれらすべてを整理検討し、明白な解答を与えることはできない。本稿では、状況によっては、もっぱら多数派人種のみによって構成される陪審が、人種の少数者を含む陪審と比べて、人種

的少数者の当事者（刑事事件の被告人または被害者）に不利な評決を下しうるとする研究が存在することを示す。⁽⁹⁴⁾

i 統計的アプローチ

統計的アプローチを採った比較的初期の研究として、Baldwin および McConville によってイギリスで行われた調査⁽⁹⁵⁾があげられる。一九七五年から一九七六年にかけて Birmingham において行われた三二六件の刑事陪審が対象とされ、その三九二二人の陪審員の背景 (Background) と評決の結果との関連性が検討された。Baldwin および McConville は、(性別、年齢、社会的階級などの) 何らかの社会的要素がそれ一つでは評決の結果に対して有意な影響を及ぼしているとは考えられないと結論付けている。⁽⁹⁶⁾ Underwood もこの結論に依拠しているわけだが、実は人種については Baldwin および McConville 自身、サンプルの数が少ないことを理由として、確固たる結論を出すことはできない⁽⁹⁷⁾としている。Baldwin および McConville は、三人以上の非イギリス人を含むわずか十一の陪審の評決と他の陪審の評決との間に統計上有意な違いは見られないとしているが、このことは、陪審の人種構成は評決の結果に影響を及ぼさないということを意味するものと解釈されるべきではない。というのも、現実の公判においては、陪審の人種構成だけでなく、証拠、弁護人および検察官の力量など様々な要因が評決の結果を規定するのであり、また、人種的少数者の被告人または被害者に対する偏見の故に不当な評決が下されるかどうかが問題であるのに、事件の種類を区別することなく一般的に有罪率や無罪率を比較することに大きな意味があるとは思われないからである。

他方で、統計的アプローチによって、興味深い数字上の隔たりが見られる場合もある。Van Dyke によれば、Baltimore City では一九六九年九月から、陪審候補者を有権者名簿から無作為に選出するようになった。有権者名簿の使用により、それまで陪審の少なくとも七〇%以上が白人によって占められていた状況が大きく変化し、アフリカ系アメリカ人陪審候補者の割合は、三四・四%（一九六九年九月から一九七〇年八月まで）、四〇・七%（一九七一年）、

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

四五・五%（一九七二年）、四六・七%（一九七三年）と年々上昇した。アフリカ系アメリカ人の比率の上昇につれて、有罪率にも変化が見られた。Baltimore Cityにおける陪審裁判の有罪率は、一九六五年から一九六九年までは約八三・六%であったが、有権者名簿の使用後数ヶ月の間の有罪率は六五・三%にまで下がり、その後数年間も七〇%以下にとどまった。ほとんどの種類の犯罪の有罪率が低下したが、とりわけ、人種問題と深い関わりのあるレイプの有罪率は一九六九年以前の八五・二%から、それ以後は四八・五%へと大幅に下がった。Van Dykeは、有罪率低下の原因について、有罪答弁の割合などの要因によって説明しうるかもしれないが、陪審の構成が少なくとも原因の一つでありそうであると述べている。⁽⁹⁸⁾

また、統計的というには数が少ないが、Broederは実際の事件を審理した陪審員たちにインタビューを試みて、人種偏見の有無を探った。⁽⁹⁹⁾ Broederは、合衆国のある特定の地域において一九五四年一月から一九五五年六月までに行われた二三の陪審裁判（うち民事事件が一六件、刑事事件が七件）すべてを詳細に調査した。被告人がアフリカ系アメリカ人である事件は四件あったが、それらの事件すべてにおいて人種偏見が存在した。中でも、ある事件の評議において、アフリカ系アメリカ人陪審員が一人含まれていたにも関わらず、二人の白人陪審員はあからさまに人種差別的な発言を繰り返した。⁽¹⁰⁰⁾ その他の事件で評議に加わった陪審員達も、インタビューの中で人種偏見を示した。⁽¹⁰¹⁾

ii 実験的アプローチ

前述のように、実験的研究は被告人または被害者、そして陪審の人種構成だけが異なる状況をつくり出すことによつて、有用な比較検討材料を提供する。白人のみによつて構成される陪審は、アフリカ系アメリカ人被告人に対して人種偏見を示し、白人被告人に有利な判断を下すのであろうか。アフリカ系アメリカ人によつて構成される、あるいはアフリカ系アメリカ人を含む陪審は、白人被告人よりもアフリカ系アメリカ人被告人に有利な判断を下すのであろう

か。そして同じことが、被害者の人種についても言えるであろうか。

Ugwuegbu は、陪審の人種差別に関する二つの実験を行ったが、その実験の中では、被害者の人種、被告人の人種、および証拠の（有罪をどの程度証明するかという）強さが変えられた。⁽⁹⁸⁾ 第一の実験における被験者は Midwestern University の白人大学生二五六名であり、第二の実験における被験者は African-American Affairs Institute のアフリカ系アメリカ人大学生一九六名であった。事件の概要を読んだ後、被験者は被告人を非難しうるかどうかに関する四つの質問に答えた。白人の被験者については、被告人の人種と有責性 (culpability) の間の関連性は顕著であった。すなわち、白人の被告人よりもアフリカ系アメリカ人の被告人の方が有責性を帰せられやすかった。⁽⁹⁹⁾ また、証拠をどう評価するかが困難な場合に、アフリカ系アメリカ人は不利な立場にあるとされた。すなわち、有罪を指し示す証拠が非常に強力であるか、またはほとんど不十分である場合には、白人被験者は、白人被告人とアフリカ系アメリカ人被告人を同等に扱った。しかし、「証拠が有罪を認めるために十分強力ではない場合には、白人陪審員は、白人被告人には疑わしきは罰せずの原則を適用したが、黒人 (black) 被告人には適用しなかった。」⁽¹⁰⁰⁾ アフリカ系アメリカ人被験者の場合も、白人被験者と同様に、自分と同じ人種に有利な判断を下した。⁽¹⁰⁰⁾

Bernard は、様々な人種構成の模擬陪審を用いて、被告人の人種が評決に及ぼす影響を検討した。⁽¹⁰¹⁾ 模擬陪審の陪審員達は、事件のビデオテープを見た後、まず個人としての評決を出し、次に評議を経て陪審として全員一致の評決を下すよう求められた。被告人は、警察官に対する暴行および殴打につき起訴されたものとされ、被告人側は挑発および警察官の残虐な行為の抗弁を主張した。警察官の暴力への性向および被告人の酩酊状態について、わざと曖昧な証拠が提出された。五つの陪審は、アフリカ系アメリカ人が被告人のビデオテープを見て、別の五つの陪審は、白人が被告人のビデオテープを見た。いずれの場合も、陪審は全員アフリカ系アメリカ人の陪審が一つ、アフリカ系アメリカ

カ人が七五%で白人が二五%の陪審が一つ、アフリカ系アメリカ人と白人が五〇%ずつの陪審が一つ、アフリカ系アメリカ人が二五%で白人が七五%の陪審が一つ、そして全員白人の陪審が一つ、という構成であった。

個人の意見としては、統計上有意な差があるとは言えないものの、白人陪審員は白人被告人よりもアフリカ系アメリカ人被告人を有罪と考える傾向にあり、アフリカ系アメリカ人も同様に、アフリカ系アメリカ人被告人より白人被告人を有罪と考える傾向にあった。⁽¹⁰⁾ 全体的に、陪審員は、評議を行った後の投票では、有罪から無罪に心証を変えざる顕著な傾向があった。しかし、例外的に、最初の投票でアフリカ系アメリカ人被告人を有罪であると考えた白人陪審員は、評議に影響されることなく、有罪の考えを維持する傾向にあった。

Miller および Hewitt は、ミズーリ州の二三三人の大学生（女性が八三名男性が五〇名、白人とアフリカ系アメリカ人はほぼ半々）を被験者として、被害者の人種と陪審の評決との関係を探る実験を行った。⁽¹⁰⁾ 被験者は、レイプにつき起訴された被告人（二三〇才のアフリカ系アメリカ人男性）の、実際の法廷における姿をビデオテープで見た。被験者は、実際に法廷で用いられた検察側および弁護側の弁論の要旨を読んだが、被験者の半分には、被害者はアフリカ系アメリカ人であるとされ、残りの半分の被験者には、被害者は白人であるとされた。白人陪審員は、被害者が白人である事件では六五%が有罪に投じたが、アフリカ系アメリカ人が被害者の事件では三二%しか有罪に投じなかった。アフリカ系アメリカ人陪審員は、被害者がアフリカ系アメリカ人の事件では八〇%が有罪に投じたが、被害者が白人の事件では四八%しか有罪に投じなかった。⁽¹⁰⁾

以上見てきた諸研究は、特定の人種の陪審が同人種の被告人（または被害者）に有利な判断を下すという命題を疑問の余地なく完全に立証するものではないかもしれない。しかしながら、陪審の人種構成と評決の結果との間にある程度の関連性があるということは言えそうである。もちろん、評決の結果を決定付ける主要な要素は、証拠であろう。

しかし、本項において示した統計的研究および実験的研究を踏まえれば、証拠の評価が分かれうるようなきわどい事件では、陪審の人種構成が異なれば、異なる評決に至りうることは否定できないのではなからうか。

C 陪審の信頼性について

人種差別的選出によって人種的少数者が排除された陪審の問題点は、その事実認定能力のみにあるわけではない。複数の人種が共存する社会においては、そして特に人種問題が争点としてクローズ・アップされるような事件においては、「一人種のみ陪審はまさに人種差別的選任があつたことを疑わせ、その評決は不信を持って迎えられ⁽¹¹⁾」陪審裁判の「信頼性」は、評決の結果に関わらず、それ自体尊重されるべき利益である。合衆国最高裁も、「意図的に黒人 (black) を陪審から排除する選出手続は、刑事裁判の公正さに対する社会の信頼を損なう。」⁽¹²⁾と述べている。たしかに陪審裁判の「信頼性」が重要であることに反対する者はいないであろう。しかし、信頼性という言葉は、曖昧で、誰のどのような信頼を指すのか必ずしも明確ではない。信頼性という言葉が、曖昧かつ抽象的で、しかも魅力的なものであるだけに、ここで整理しておく必要があるだろう。

「信頼性」は、その内容および主体について、次のように分類されうる。まず内容については、裁判の結果、すなわち評決が無罪であるかまたは有罪であるか、という観点からの信頼性と、結果の如何に関わらず裁判の手續が公正に行われたかどうか、つまり本稿の問題関心からすれば、陪審選出手続が公正なものであつたのか、あるいは選出された陪審の構成が公正なものであつたのか、という観点からの信頼性とを区別することができよう。

信頼を寄せる主体については、信頼性という言葉を広くとれば、社会全体が陪審の公正さに対して抱く信頼性として理解されるであろう。しかしながら、刑事裁判ないし陪審の人種構成を信頼するかどうかは、そのことを判断する者によって異なる。信頼性を抱く主体について理論的に分析するならば、第一に、当該事件の当事者以外の者、すな

わち社会全般と、当該事件の当事者、すなわち被告人および被害者とを区別することができるであろう。前者はさらに、多数派人種に属する者（アメリカにおいては白人）と人種の少数者とに分けられよう。

信頼性の内容および主体について、理論的には右のような区別を一応することができると思われる。誰がどのような場合に、裁判のどの側面を信頼し、または信頼しないのか、などの問題に対する具体的な回答を得ることは本稿では不可能であるが、陪審への信頼性が人種によって異なる場合があることは言えそうである。⁽¹⁶⁾

司法過程の当事者である囚人について一例をあげれば、Landis および Goodstein によれば、白人の囚人と比べて、アフリカ系アメリカ人の囚人のかなりの割合が、自分たちは公正に扱われていないと考えている。⁽¹⁷⁾ また、King は、人種の少数者は、陪審員であれ陪審員以外の者であれ、刑事司法制度が人種の少数者に対して不利にできていると考えていることを示す研究をあげている。⁽¹⁸⁾

裁判の公正さに関する世論調査の結果が、人種によって大きく異なることは多い。ロドニー・キング氏殴打事件のカリフォルニア州における刑事裁判の被告人であった四人の白人警官の無罪評決についての世論調査によると、無罪評決の下された原因が、検察官の法廷戦術の失敗、証拠が不十分であったこと、または警察に対する信頼などの要素ではなく、人種差別にあったと考えたアフリカ系アメリカ人の割合は四五%であったが、そのように考えた白人は一二%しかいなかった。⁽¹⁹⁾ また、同じ調査によれば、アフリカ系アメリカ人の八四%が、刑事裁判制度がアフリカ系アメリカ人より白人に有利にできていると答えたのに対して、そのように答えた白人は四三%であった。⁽²⁰⁾ さらにまた、別の調査によれば、白人の二五%に対しなんとアフリカ系アメリカ人の七八%が、アメリカではアフリカ系アメリカ人は正義を得ることができないと答えた。⁽²¹⁾

これらの研究および世論調査から、陪審における人種差別の問題を直ちに解決するために役立つような明快な結論

を引き出すことは困難であろうが、少なくとも次のことは言えそうである。すなわち、信頼性という言葉はその内容と主体によつて区別されるべきであり、実際、アメリカにおいては、人種的小数者、特にアフリカ系アメリカ人と白人との間に大きな相違がある場合がある。

もちろん、経験科学的問題がかなりの程度客観的であるのと異なり、信頼性は主観的な判断の問題である。しかしながら、たとえば人種的小数者の陪審への参加を促進するために、人種を意識した選出方法を探るかどうかについては、白人とアフリカ系アメリカ人との間で見解が異なりうる。それゆえ、信頼性の内容および主体について理論的分析をすることに意味があると思われる。

D 実際の事件

陪審の人種偏見を示す最も有名な事件は、一九三二年にアメリカ南部で起きたスコツツボロ事件⁽¹⁹⁾である。被告人ら（アフリカ系アメリカ人の少年九名）がアラバマ州内を走る列車に乗っていたところ、白人の少年らと喧嘩になり、白人少年らは車外に投げ出された。列車が *Pine Bluff* 駅に着いた時に待ち受けていた保安官代理や民警団は、列車内で二人の白人少女を見つけた。彼女らは、被告人によつて代わる代わるレイプされたと述べた。被告人は無罪を主張し、一三才の少年を除く八名は三組に分けられ公判に付された。いずれの公判でも主要な証拠は被害者の証言であった。被害者は、乱暴にレイプされたと証言した。しかし被害者を診察した医師によれば、被害者の身体および性器には目立った傷はなく、精神的にも決してヒステリー状態ではなかった。

陪審はいずれも短時間のうちに有罪の評決に至り、死刑を科す判断を下した。この事件は全米に大きなショックを与え、被告人は合衆国最高裁まで上訴した。最高裁は、死刑を科しうる犯罪の刑事手続において、無教養で文盲の被

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

告人に対して十分な弁護人の補助を提供しなかったことがデュー・プロセスに反するとして、有罪判決を破棄した。⁽¹²⁾しかし、その後の公判では、被害者のうち一人が実はレイプされていなかったことを認められたにもかかわらず、有罪評決が繰り返された。

スコッツボロ事件は六〇年以上も昔の出来事である。しかし、現在でも人種差別は決してなくなっていない。アメリカにおける人種差別の存在を示す比較的最近の事例として Brandley 事件を紹介する。⁽¹³⁾

一九八〇年八月二三日、当時十六歳の白人少女 Cheryl Ferguson は、テキサス州 Montgomery County の Conroe High School で女子バレー・ボール・トーナメントが開催されている期間中に、レイプされ、殺害された。被害者の死体は、校舎の屋根裏部屋で発見された。検屍解剖の結果、被害者の膣から精液が発見された。それに加えて、被害者の膣の近くから、被害者以外の白人の陰毛が発見された。被害者の衣服に付着した血液は A 型であることが確認された。被害者の血液型も A 型であったが、被害者の身体には傷がなかったので、衣服に付着した血液は加害者のものであると考えられた。

テキサス州騎馬警官 Wesley Styles は、誰一人証人と面接しないうちに、当該高校の守衛 (Janitor) の一人であった Clarence Lee Brandley (アフリカ系アメリカ人) を逮捕した。逮捕の翌日、Styles は、他の三人の守衛 (Gray Acreman、Sam Martinez、および John Sessum) と一緒に高校を見て回ったが、この時彼らを一人一人別々にして話を聞いたわけではなかった。もう一人の守衛である James Dexter Robinson はいなかった。主に Acreman が Styles に事情を話した。高校を見て回る間に、被害者は階段の吹き抜けを上って手洗いに向かっていたと結論付けられた。同行した守衛達は、Brandley が被害者の後を追って吹き抜けを上ったのを見て、そして悲鳴を聞いたと述べた。Brandley の血液型は O 型であった。他の守衛達の血液や陰毛の検査は行われなかった。

当時 Montgomery County では、アフリカ系アメリカ人の関与する事件ではアフリカ系アメリカ人の陪審候補者を無条件忌避によって排除するのが検察の方針であった。このようにして選出された全員白人の陪審は結局、有罪一、無罪一で評決不能となったが、評議の途中、有罪に反対した陪審員は、他の陪審員達から繰り返し、「黒んぼびいき」と言われた。審理無効が宣言された後、有罪に反対した陪審員は、非常に多くの嫌がらせ電話を受けた。

Brandley の公判は一九八五年に再び行われたが、⁽¹²⁾ またもや無条件忌避によってアフリカ系アメリカ人が排除され、全員白人の陪審が選出された。陪審は Brandley に有罪の評決を下し、死刑が宣告された。しかし死刑執行の停止が認められ、Brandley に再度の審理を認めるべき新しい証拠がないかどうかについての証拠審問が行われた。証拠審問において、Sessum は、Acreman が怖かったので最初の公判で嘘をついたことを認めた。Sessum は、Acreman および Robinson が被害者を追って吹き抜けを上ったと証言した。Sessum は、被害者が、「いや！ やめて！」と言って、助けを求めて泣くのを聞いた。Sessum はまた、公判における自身の証言を覆し、被害者が引き込まれてから五分か一〇分経つまでは Brandley がその場にいなかったと述べた。

殺害が行われた当時 Robinson と同棲していた Brenda Medina も証拠審問で証言した。彼女は、Robinson が殺害のあった日の深夜に帰宅して、少女を殺したから逃げなければならぬと自分に告げたと述べた。Robinson は実際、血痕のついたテニス・シューズを残して翌早朝テキサス州を出た。Medina はこの話を一九八六年に初めて自分の弁護士に述べ、その弁護士は地区検事局にこの話を伝えた。しかし、地区検事局は Medina の供述を Brandley の弁護士には伝えなかった。一九八九年に Texas Court of Criminal Appeals は Brandley の有罪を取り消した。

これらの事件はきわめて異常な事件である。⁽¹³⁾ もっとも非難されるべきなのは、捜査当局や検察官などかもしれないし、彼らが適切な処置をとっていれば、全員白人の陪審であっても有罪評決を下さなかったかもしれない。しかし、

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について(勝田卓也)

それでもなお、これらの事件におけるような全員白人の陪審が、本稿の冒頭で述べたように、政治権力から個人を保護するという本来陪審に期待される役割ではなく、人種の少数者を抑圧する機能を果たしたのではないかと考えられるのである。^(四)

6 様々な改革案および多人種陪審の意義

これまで見てきたことから、陪審の人種構成が評決の結果に影響しそうであり、また、*Batson* 法理の下でも、人種差別的な無条件忌避権行使を十分に抑止することが困難であることが判る。本項では、この問題を解決するための様々な改革案を紹介する。中でも、最も抜本的な解決策である一種の割当制度について、その意義および問題点を検討する。

A 様々な改革案

無条件忌避権の人種差別的行使の問題を解決するための提案は、大きく分けて、①両当事者もしくは検察側の無条件忌避権の廃止、または無条件忌避権行使の回数の制限、および②積極的な選出手続の導入に分類することができる。^(五)

第一に、無条件忌避権の廃止の提案については、検察側の無条件忌避権のみを廃止する提案^(五)、および両当事者の無条件忌避権を廃止する提案^(五)の二つがある。合衆国最高裁は、無条件忌避権が合衆国憲法によって保証された権利ではないことを明言しているので、いずれの提案も合衆国憲法上問題とならない。中でも、検察側の無条件忌避権のみを廃止する提案は、検察官の無条件忌避権行使の権限が、被告人の無条件忌避権行使の権利ほど長い歴史を持って

いないことに依拠する。この考えによれば、公正な陪審を確保するための検察側の利益は、陪審候補者を理由付忌避によって排除することによって確保されるのであり、陪審候補者プールが住民構成を正しく反映していれば、そしてヴォワール・デイルが拡大され、偏見ある陪審候補者を効果的に排除することが可能になれば、検察側の無条件忌避権は必要ない。⁽¹⁷⁾

この提案に対して異議を唱える者もいる。その根拠としては、検察側の無条件忌避権を廃止するだけでは不十分であり、被告人による無条件忌避権の人種差別的な行使をも問題視する考え方と、検察側の無条件忌避権を廃止することと反対する立場との二つがある。前者の考え方は、*Batson v. Kentucky* 事件判決における *Marshall* 最高裁判官の反対意見の中に既に見られる。⁽¹⁸⁾

このような、被告人による無条件忌避権の人種差別的な行使をも禁止しようとする考え方とは反対に、三人の現職検察官は、検察側の無条件忌避権廃止の提案に強く異議を唱えている。⁽¹⁹⁾ 彼らは、検察側の無条件忌避権を廃止することによって生じる評決不成立の数が *Batson* 法理の下で生じるとるに足りない再審理の数よりもはるかに多くなると予測し、検察側の無条件忌避権の重要性を強調する。⁽²⁰⁾ 彼らはまた、一方当事者のみが無条件忌避権を行使しうらば、一方のみに偏向しない中庸な陪審が選出されず、一方当事者が自らにとって有利な陪審を作り上げることが許容することになるとして、両当事者間の対等性の必要性を強調する。⁽²¹⁾

他方、無条件忌避権を行使しうる回数を減らすことによってこの問題の解決を図ろうとする者もいる。⁽²²⁾ *Pizzi* は、*Batson v. Kentucky* 事件判決には非常に多くの欠陥があること、そして無条件忌避権廃止の提案に魅力を感じていることを認めはするが、しかし、無条件忌避権が廃止されれば、評決不成立の数が増加し、そして誤った無罪評決または有罪評決の危険が増大すると考える。*Pizzi* はさらに、人種問題が陪審選出と何ら関係がないような事件において

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

検察側の無条件忌避権を禁止することは行き過ぎであると述べ、被告人による無条件忌避権の人種差別的行使の危険に鑑みて、対審構造のバランスの必要性を指摘する。そこで Pizzi は、無条件忌避権行使の回数を減らすことを提案する。Pizzi の考えでは、これによって、検察側の無条件忌避権廃止によってもたらされる利点とほぼ同じ利点もたらされるが、危険性はそれより少ない。すなわち、二回または三回の無条件忌避権行使を引き続き認めることは、事件を審理する陪審の選出に対して両当事者が影響力を及ぼすことを許容するというアメリカの伝統と一致するであろうし、他方で、ひどく偏向しているが理由付忌避による排除を避けることのできる如才のない陪審候補者を排除することを可能にする。そして同時に、無条件忌避権行使の回数の減少によって、一方当事者が組織的に特定の人種の陪審候補者を排除することを困難にする。⁽¹³³⁾

Johnson の提案する選出手続は、はつきりと人種を意識している点で際立っている。⁽¹³⁴⁾ Johnson の提案する手続の下では、「同じ人種の」陪審員による裁判を受ける権利 (the right to "racially similar" jurors) は、アフリカ系アメリカ人、アメリカ・インディアン、ヒスパニック、およびアジア系アメリカ人の被告人に認められる。そして、これらの人種の被告人は、それぞれ自分自身の人種と「同じ人種の」陪審員による裁判を受ける権利を有するものとされる。⁽¹³⁵⁾ 被告人と同じ人種の陪審員の人数について Johnson は、実験的研究およびフィールド・スタディに依拠して、一人か二人の陪審員が反対しても、通常陪審における多数派の意見が少数派を圧倒するので、少なくとも三人の人種少数者の陪審員が含まれるべきであると述べている。また、同じ人種の陪審による裁判を受ける権利は、被告人に与えられるべきものであり、検察官（被害者を代理する立場として）には与えられるべきではないとされる。⁽¹³⁶⁾

B 多人種陪審の意義

上述の諸提案のうち、無条件忌避権の廃止または回数減少の提案は、目的達成のために有効に機能するであろうか。無条件忌避権を完全に廃止したとしても、現状では人種的少数者の割合は初期の段階である程度低下するかもしれないし、理由付き忌避によって人種差別的な排除がなされるかもしれない。また、回数を減らしたとしても、候補者の中にそもそも人種の少数者が少なければ、差別的に排除するために多くの回数は必要ないであろう。

これに対して、Johnson が提案するような、人種を基準として一定数の人種の少数者を陪審に割り当てる手続によって選出される陪審には、次のような利点があると考えられる。第一に、人事偏見に基づく不当な評決を抑止するという意味で、陪審の事実認定能力が向上することが期待される。一人種のみによって構成される陪審に比べて、多人種陪審は、多様な社会的経験を持つ陪審員が存在することによって、法廷における様々な証拠や証言をより適切に理解することができる場合があると考えられる。⁽¹⁹⁾ 第二に、多人種陪審は、陪審の評決に対して社会が抱く信頼性を向上させるであろう。第三の利点は、当事者の納得性（敗訴した当事者に対する説得力）である。人種の少数者が被差別意識を抱いているような社会において、全員白人の陪審によって下された評決が、人種の少数者の当事者に不利なものである場合には、同じ内容の評決であっても、人種の少数者が何人か含まれる陪審の評決の方が、人種の少数者の当事者にとっては受け入れやすいものではなからうか。裁判の信頼性および納得性の重要性は特に強調されなければならぬ。その理由は、第一に、陪審の人種構成と評決の結果との間に関連性があるかどうかは不明であるとして、多人種陪審の事実認定能力を評価しない者がいるかもしれないからであり、第二に、事実は争われていないがその合法性が問題とされるような事件⁽²⁰⁾の公判では、裁判の信頼性および、とりわけ、納得性が重要であると考えられるからである。

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

ここでは、純粹に学問的ないし理論的な言葉だけでなく、規範的な言葉、あるいは政策的な主張ともとられかねないような言葉を用いて多人種陪審の利点を述べたが、このことについて説明しておく必要がある。

日本の刑事裁判において究極的な真実発見が極端なまでに重視されるのに対して、アメリカの裁判では、もちろん真実発見は重要な目標ではあるが、しかし同時に裁判手続の公正さを維持するために極めて多大な人的および経済的エネルギーが注ぎ込まれる。陪審選出手続においても、そのような手続的正義を確保することが強調されるのであり、陪審の母国であるイギリスと比べても、その特徴は際立っている。事件を裁く陪審には、当然、どちらか一方の当事者に偏見を有している陪審員が含まれてはならない。すなわち、陪審員は、両当事者間の争いを、一定の距離を持って判断することのできる者であることが必要であり、かつ望ましい。それゆえ、いずれの当事者であっても、陪審の構成を自分に有利なように作り変えることは許されない。だからこそ、陪審選出手続は基本的に無作為選出の原則の上に成り立っており、例外的に偏向していると考えられる陪審候補者のみを理由付忌避または無条件忌避によって排除するという構造になっていると考えられる。

このようにして選出された陪審に対して、当事者は、「これ以上忌避はありません。私は、この選ばれた陪審に満足しています」と述べることによって、選任された陪審を信頼していることを表明する⁽⁸⁾。しかしながら、このようにして選出された陪審が、必ずしもあらゆる意味で公正であるとは言えない。既に述べたように、陪審選出手続の最終的かつ決定的な段階である忌避権行使の場面には、個々の陪審員の不偏性を確保しようという仕組みはあるが、二人の判断形成グループとしてのバランスをとるための仕組みが存在しない。その結果、多くの場合、忌避制度の性質上、人種の少数者は排除されるのである。もちろん、「運」が作用して、人種の少数者が多数派を占める陪審が選出される場合もある。たとえば、O・J・シン普森事件の陪審には、九名ものアフリカ系アメリカ人陪審員が含ま

れていた。しかし、このことは、白人にとつてはむしろ、アフリカ系アメリカ人が多数派を占める陪審が、人種偏見によって証拠に反する不当な評決を下したと見えるかもしれない。いかに手続的正義を重視したとしても、忌避制度の本質に、集団としての陪審の公正さを維持するための仕組みが内在していない以上、このような手続はすべての場面で公正であるわけではない。

このように考えれば、現行の陪審選出手続が「公正」であると考えられるのは、せいぜいそれが基本的に「無作為」であるという限りにおいてのことではないことが判る。無作為が公正であると主張されるとき、そこにはやはり、無作為だからこそ公正であるという規範的な意味がある。それゆえ、そしてまた、「公正な」判断者とは何者であるかという問題そのものが純粹に理論的な解答を与えることが困難な問題であるので、多人種陪審の積極的な選出がより正義にかなうことを説明しようとするとき、ある程度規範的な言葉を用いざるを得ないと思われる。

人種を基準とした積極的な陪審選出方法はまた、個々の陪審員の不偏性の維持にも貢献しうると思われる。陪審員としてどのような者がふさわしいかという問題を判断するとき、当事者は、特定の陪審候補者の人種だけでなく、その者の考え方、経験、職業など様々な要素を判断材料とする。しかし、人種の少数者の当事者の立場に立った場合、陪審候補者プールに含まれる人種の少数者の数は少ないのが普通であるから、ある人種の少数者に属する陪審候補者の陪審を務める能力に疑問を感じたとしても、その陪審候補者が同じ人種に属する者であつたならば、忌避権⁽¹⁰⁾によって排除しようとはしないかもしれない。その結果、能力に問題のある陪審員が選出されるかもしれない。あるいは忌避したのなら、それによって全員白人の、またはコミュニティの人種構成以上に白人の比率の高い陪審が選出されるかもしれない。人種を基準とする陪審選出手続ならば、人種の少数者の当事者は、人種の少数者に属する陪審候補者の人種以外の側面に疑問を感じたならば、その者を忌避することができるであろう。

また、選出されるべき人種の少数者の陪審員の人数については、Johnson は経験的研究および実験的研究に依拠して、少なくとも三名の人種の少数者の陪審員がいなければ、多数派人種に圧倒されると指摘している。⁽¹⁴⁾人数については、多数派人種と当該人種の少数者とを半分ずつにするという考え方もありうるとは思われる。しかし、人種の少数者を六名（一二名の陪審の場合）召集することは實際上困難であろうし、人種の少数者が住民構成以上に代表されている陪審に対する信頼性は問題となろう。⁽¹⁵⁾さらにまた、当事者間の人種が異なる事件において、両当事者の人種に属する者だけに陪審員を限定するならば、それこそ、異人種間の対立としての側面が強調され、陪審が人種闘争の場になりかねない。また、人種の少数者同士の事件の場合は陪審は住民構成とはまったくかけ離れたものになるであろうし、他の人種に属する者から、市民の最も重要な義務の一つである陪審員を務める機会を完全に奪うことになりかねない。それゆえ Johnson が提案するような、少なくとも二名を確保するという考え方には一定の合理性が認められよう。この問題についてはまた、全員一致によらない評決 (majority verdict) が許されている場合には、異なる観点から考察する必要がある。すなわち、たとえ陪審の評議においてあからさまな人種差別が行われたとしても、人種の少数者が評決不成立に持ち込めるような人数を確保するという観点から、人種の少数者の陪審員の人数を決定することも考えられる。⁽¹⁶⁾

このような積極的な多人種陪審選出手続に対しては、当然様々な批判がなされよう。第一に、多数派人種に属する当事者の利益を侵すという批判が考えられる。しかし、このような批判はやはり、無作為を公正と同一視しているように思われる。積極的な多人種陪審選出は、一個の判断形成グループとしての陪審の多様性を確保するのであり、陪審が基本的に全員一致を要求されることを考えれば、このような批判は説得力を持たない。また、人種の少数者の人数をあらかじめ設定することによって人種の少数者のなお一層の進出が妨げられると批判されるかもしれないが、か

りにいくつかの事件において人種の少数者の陪審員がコミュニティの人種構成以上に陪審に含まれるとしても、そのような「運」を常に期待することはできない。

積極的な多人種陪審選出をアファーマティヴ・アクションと捉えるならば、逆差別により平等条項を侵害すると判断されるかもしれない。アファーマティヴ・アクションに関する判例法理上、連邦裁判所におけるものであれ、州裁判所におけるものであれ、陪審選出手続における人種の少数者優遇目的の区別は疑わしい分類とされ、厳格審査基準が適用されるかもしれない。⁽¹⁴⁾しかしながら、たとえ厳格審査の適用を受けたとしても、積極的選出方法には合憲と判断されるべき正当性があるかもしれない。これまでに合衆国憲法または連邦法に反するとされたのは、大学の合格者の割当や政府との契約における優遇措置であった。⁽¹⁵⁾これらは過去の差別を是正する目的を持つとはいえ、個人はその能力に応じて扱われるべきであるという個人主義的な世界観に反する。しかし陪審の一個の集団としての多様性を確保することにより、どのような個人的な利益が侵害されるのであろうか。また、そもそも多人種陪審の積極的選出はアファーマティヴ・アクションと言いうるのであろうか。何がアファーマティヴ・アクションであるのかを定義することは困難であるが、積極的な多人種陪審の選出は、過去の差別の結果を是正することではなく、当該の陪審の判断能力の向上を目的とする。つまり、多人種陪審の積極的な選出は、現行のシステムそのものに内在する歪みを矯正する機能を果たすことが期待されるのであり、それ以上に出て、逆差別の問題を生じさせるのであろうか。

7 むすび

本稿で検討してきたことから次のことが言える。第一に、現行の陪審選出手続の下では、人種の少数者は住民構成に応じた割合で陪審へ参加することは困難であり、とりわけ無条件忌避権は人種の少数者に対して不利に機能しうる。

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

第二に、最高裁の判例は次第に人種の少数者の陪審からの排除を禁止する方向へ進み、ついには *Batson v. Kentucky* 事件判決において無条件忌避権の人種差別的行使は、当該事件における証拠のみで立証されうると判示された。第三に、それにもかかわらず、*Batson* 法理によって人種差別的な無条件忌避権行使が適切に抑止されるとは思われない。第四に、陪審の人種構成は評決の結果や信頼性に影響を及ぼしそうである。そして、様々な解決策の中でも、多人種陪審の積極的な選出方法は、無条件忌避権の利点を損なうことなく、人種の少数者を陪審に確保することができよう。*Batson* 法理そのものの展開について言えば、最高裁は、被差別側の立証責任を重視する方向で、事実審の判断を尊重する判断を下している⁽¹⁶⁾。また、最高裁は *Batson* 法理を性差別的な無条件忌避権行使に適用したが⁽¹⁷⁾、その他にどのような集団にまで及ぶのか、⁽¹⁸⁾ という問題が残される。

アメリカにおいては近い将来ますます人種の多様化が進み、地域によっては、これまでのように圧倒的な白人の数的優位は崩れると予想される。今後の陪審選出手続における人種問題の動向が注目されよう。

- (1) 朝日新聞一九九五年一〇月五日（夕刊）一九面。
- (2) 指宿信「キング事件と陪審制度 公平な裁判の求め方」法学セミナー四五三号二〇頁（一九九二年）。
- (3) 「鼎談」井上正仁「シェリル・A・レナード」山室恵「アメリカの刑事司法（Ⅱ）——キング事件・服部君事件をめぐって」ジュリスト一〇三五号五六頁（一九九三年）。
- (4) 高山正之「立川珠里亜」訴訟「亡国」アメリカ 標的にされる在米日系企業、一五八一—一六二頁（一九九五年）。
- (5) 合衆国最高裁は、*Duncan v. Louisiana* 事件判決において、刑事陪審を支えるこのような理念を次のように端的に述べた。「被告人にその同輩によって審理される権利を付与することによって、被告人は、腐敗しているかもししくは過度に執拗な検察官から免れ、または「検察官の」言いなりになるか、偏見があるか、もしくは常軌を逸した裁判官から免れるという計り知れないほど貴重な保護を得た。」(88 S. Ct. 1444, 1451 (1968))。
- (6) William C. Heffernan, *The Majoritarian Threat Posed by the Jury*, 25 *Crim. L. Bull.* 79 (1989).

- (7) 陪審選出手続は地域によって異なり、アメリカ全体に通用する単一の手続があるわけではない。本項では、*JON N. VAN DYKE, JURY SELECTION PROCEDURES: OUR UNCERTAIN COMMITMENT TO REPRESENTATIVE PANELS* (1977) 及び *H. FUKURAI ET AL., RACE AND THE JURY: RACIAL DISFRANCHISEMENT AND THE SEARCH FOR JUSTICE* (1993) に依拠しつつ、最大公約数的な説明をする。なお、陪審選出手続を概説した邦語文献として、藤田浩「陪審裁判と陪審員の選出——アメリカにおける陪審選出手続をめぐる諸問題——」*広島経済大学研究論集第一三巻第四号三七頁*（一九九二年）参照。実際の事件における陪審選出手続を描く文献として、丸田隆「陪審裁判を考える 法廷にみる日米文化比較」*八三—八九頁*（一九九〇年）参照。
- (8) Charles A. Lindquist, *An Analysis of Juror Selection Procedure in the United States District Courts*, 41 *TEMP. L.Q.* 32 (1967).
- (9) 州の裁判所については、州が何らかの形で陪審員資格を限定すること自体は合衆国憲法に反するわけではないと解されている (*Carter v. Jury Commission of Greene County*, 90 S. Ct 518 (1970))。また、各法域における陪審候補者の選出方法については、ローク・M・リード＝井上正仁＝山室謙「アメリカの刑事手続」二五四—二五九頁（表三一）法域別陪審制度の内容（一九八〇年）（一九八七年）参照。
- (10) *FUKURAI ET AL., supra note 7*, at 18-19.
- (11) *VAN DYKE, supra note 7*, at 102.
- (12) *FUKURAI ET AL., supra note 7*, at 50-51.
- (13) *Id.* at 49-50.
- (14) *VAN DYKE, supra note 7*, at 111.
- (15) 28 U.S.C.A. § 1865 (1994).
- (16) 各法域における陪審員資格要件については、リード＝井上＝山室、前掲(註9)「二五四—二五九頁（表三一）法域別陪審制度の内容（一九八〇年）参照」。
- (17) *FUKURAI ET AL., supra note 7*, at 54 (Table 3-5 Effect of Qualification, Exemption, and Excuses on Racial Representativeness).
- (18) *VAN DYKE, supra note 7*, at 131.
- (19) 28 U.S.C.A. § 1863 (b) (6) (1994).
- (20) *VAN DYKE, supra note 7*, at 131. また、リード＝井上＝山室、前掲(註9)「二五四—二五九頁（表三一）法域別陪審制度の内容（一九八〇年）参照」。
- (21) 最高裁判所事務総局刑事局（監修）、「陪審・参審制度 米国編 I——陪審の構成・選定手続を中心として——」*八三—八四頁*（一九九二年）。
- (22) *VAN DYKE, supra note 7*, at 116-26.
- (23) *Id.* at 111.
- (24) *Id.* at 133.
- (25) 特に、訴訟の当事者が陪審候補者に直接質問することが許されている場合には、ヴォワール・ティールにかかる時間は非常に長いものとなる

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について（勝田卓也）

- が、当事者が必要な情報を得るためには当事者が直接質問することが不可欠であるという見方をする者も多い。たとえば、Barbara Allen Babcock, *Your Day: Presenting "Is Wonderful Power"*, 27 STAN. L. REV. 545 (1975) 参照。
- (26) JEFFREY ABRAMSON, WE, THE JURY: THE JURY SYSTEM AND THE IDEAL OF DEMOCRACY 143 (1994).
- (27) 棚瀬孝雄「刑事陪審と事実認定」判例タイムズ六〇三号二五頁（一九八六年）参照。
- (28) VAN DYKE, *supra* note 7, at 140.
- (29) リードII井上II山室（前掲（註9））、二四六頁。また、公判前の報道による偏見の有無についても同様に、陪審候補者が、「自分は新聞報道に触れたが公正な判断ができると答えば、パスしてしまうのが通例で」あるとされる（鼎談 井上正仁IIシェリル・A・レナードII山室恵「アメリカの刑事司法（I）——キング事件・服部君事件をめぐる」ジュリスト一〇三三号二〇—二二頁（一九九三年））。
- (30) Criminal Justice Act 1988 (c. 33), s. 118. イギリスにおける無条件忌避権の歴史については、James J. Gobert, *The Peremptory Challenge—An Obituary*, 1989 CRIM. L. REV. 582 参照。
- (31) 厳密に言えば、イギリスにおいては、訴追側は無条件忌避権を行使することはできなかったが、陪審候補者を「待機させる」(stand by) ことができた。また、訴追側の「待機させる権限」の歴史については、John F. McDowney, "Stand by for the Crown": An Historical Analysis, 1979 CRIM. L. REV. 272 参照。
- (32) アメリカにおいても、当初から検察側の無条件忌避権が認められていたわけではなく、二〇世紀初頭頃までに確立された (VAN DYKE, *supra* note 7, at 148-50)。
- (33) アメリカ合衆国の各法域において被告人側および検察側双方が無条件忌避権を行使できる回数については、最高裁判所事務総局刑事局（監修）前掲（註21）、「二六七一—二七四頁参照。
- (34) VAN DYKE, *supra* note 7, at 146
- (35) *Id.* at 146-47.
- (36) *Id.* at 146.
- (37) Swain v. Alabama, 85 S. CL. 824, 835 (1965).
- (38) Babcock, *supra* note 25, at 551.
- (39) 棚瀬、前掲（註27）、「二五頁」。
- (40) Babcock, *supra* note 25, at 554-55.
- (41) *Id.* at 554.
- (42) Note, *Limiting the Peremptory Challenge: Representation of Groups on Petit Juries*, 86 YALE L.J. 1715 (1977).
- (43) Tracey L. Altman, Note, *Affirmative Selection: A New Response to Peremptory Challenge Abuse*, 38 STAN. L. REV. 781, 800 (1986); Albert W.

Alschuler, *Racial Quotas and the Jury*, 44 Duke L.J. 704, 724 (1995); Van Dyke, *supra* note 7, at 154

(44) この教本には、検察官がどのような陪審候補者を排除すべきかについて様々な例があげられており、実務の実態の一側面を示す資料として興味深い。(著者は、徴役千年の有罪評決を獲得したことで有名になった Jon Sparring というタラス・カウンティの検事補である (Van Dyke, *supra* note 7, at 152-53).)

「……陪審員についての直感力は経験によって向上することができるが、しかし、若い検察官であっても、いくつかの指針に従うことによって、確率を高めることができる。……」

Ⅲ.陪審員の何を見たらよいのか。

A 態度

1 検察官は、公正な陪審員を求めるのではなく、被告人は自分達とは程度ではなく質的に異なっていると信じている、意志の強い、偏見のある、そして時には偽善的である者を求めなさい。

2 検察官は、抑圧にさらされているかもしれない少数者集団のメンバーを求めてはならない——少数者は常に被告人に感情移入する。

3 検察官は、自由思想家およびヒッピー族を求めてはならない。

B 観察は重要である。

1 陪審候補者が席に着く前に彼らをよく見なさい。彼らがどのように話すかということと、誰と話すかということから、しばしば、目立ちたがり屋とりペラルな者を見分けることができる。

2 陪審候補者が法廷に歩いて入るとき、彼らを観察しなさい。

a 話し方によって人を区別することができるのとほとんど同じ程度に、歩き方によって人を区別することができる。

b 身体的な苦痛のある者を探しなさい。彼らは普通被告人に同情する。

3 服装

a 地味な、身なりのよい人は概してしっかりとおり、検察側にとって有用である。

b 多くのカウンティでは、陪審員召喚状には、適切な服装は上着およびネクタイであると書かれている。上着およびネクタイを着用していない者は、従順ではなく、そしてそれゆえ、検察側にとって都合の悪い者である。

4 女性

a 私は女性を信用しないので、女性の陪審員を好まない。

b しかしながら、女性は、児童に対する犯罪に関わる事件においては最高の陪審員である。

c 事実によって事件を勝ち取ることができなくても、「女性の直感」の助けを得ることは可能である。

d 若い女性はしばしば被告人に同情する。厚化粧した年配の女性は普通不安定であり、それゆえ検察側にとって都合の悪い陪審員である

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

- る。』
- (45) たとえば、一九七五年の Joan Little の公判において、検察側は九回の無条件忌避権のうち八回をアフリカ系アメリカ人の陪審候補者に対して行使した (New York Times, July 24, 1975, at 17 (cited in VAN DYKE, *supra* note 7, at 155))。このような事例については、*id.* at 155-56 および FUKUNAI ET AL., *supra* note 7, at 69-70 参照。
- (46) この分野における合衆国最高裁の判例を説明する文献として、VAN DYKE, *supra* note 7, at 45-83 が優れている。また、比較的最近の文献として、Sheri Lynn Johnson, *Black Innocence and the White Jury*, 83 Mich. L. Rev. 1611, 1651-59 (1985) 参照。
- (47) 100 U.S. 303 (1880).
- (48) *Id.* at 304.
- (49) *Id.* at 305.
- (50) *Id.* at 310
- (51) たとえば、Thomas v. Texas, 212 U.S. 278 (1909) では、「人種差別の有無を「事実問題」であるとして、州の裁判所の判断を尊重する判断を下した。」
- (52) 294 U.S. 587 (1935).
- (53) 有名なスコツポロ事件（後述）の被告人の一人である。
- (54) しかしその後も、人種差別を立証することは困難であった。たとえば、Akins v. Texas, 65 S. Ct. 1276 (1945) 参照。（アフリカ系アメリカ人の割合が住民の一五・五%を占める地域において、二二人の大陪審のうちアフリカ系アメリカ人の数が一人にとどめられていたにもかかわらず、意図的な差別は認定されなかった。）
- (55) 90 S. Ct. 518 (1970).
- (56) 92 S. Ct. 1221 (1972).
- (57) *Id.* at 1224.
- (58) *Id.* at 1225.
- (59) 92 S. Ct. 2163 (1972).
- (60) 85 S. Ct. 824 (1965).
- (61) *Id.* at 835.
- (62) *Id.* at 836.
- (63) *Ibid.*
- (64) *Id.* at 837.

- (95) *Id.* at 838
- (96) *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct. 1712 (1986). この事件を紹介した邦語文献として、藤田浩「『公平な』陪審裁判と無条件忌避」判例タイムズ六四(一九八七年)参照。
- (97) *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct. 1712, 1727 (1986) (citing *Dallas Morning News*, Mar. 9, 1986, at 1 col. 1). また、被告人がアフリカ系アメリカ人の事件においてアフリカ系アメリカ人陪審候補者を忌避する方針を示したマニュアルが実際に用いられていたことを示す例として、*ABRAMSON, supra* note 26, at 135 参照。
- (98) Robert L. Doyel, *In Search of a Remedy for the Racially Discriminatory Use of Peremptory Challenges*, 38 OKLA. L. REV. 385, 405 (1984).
- (99) *People v. Wheeler*, 583 P.2d 748 (1978) 444 Commonweath v. Soares, Mass., 387 N.E.2d 499 (1979) 参照。
- (70) 106 S. Ct. at 1723.
- (71) *Id.* at 1723-24.
- (72) *Id.* at 1723.
- (73) *Ibid.*
- (74) Albert W. Alschuler, *The Supreme Court and the Jury: Voir Dire, Peremptory Challenges, and the Review of Jury Verdicts*, 56 U. CHI L. REV. 153, 171 (1989).
- (75) 1) 2) 3) Charles J. Ogletree, *Just Say No! : A Proposal to Eliminate Racially Discriminatory Uses of Peremptory Challenges*, 31 AM. CRIM. L. REV. 1099 (1994) 参照。
- (76) *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct. 1712, 1728 (1986) (Marshall, J., concurring).
- (77) *Ibid.*
- (78) Alschuler, *supra* note 74, at 175.
- (79) *Id.* at 175-76 (citing *United States v. Cartridge*, 808 F.2d 1064, 1070 (5th Cir. 1987); *United States v. Mathews*, 803 F.2d 325, 331-32 (7th Cir. 1986), *rev'd on other grounds*, 108 S. Ct. 883 (1988)).
- (80) *Id.* at 176.
- (81) 1) 2) 3) *Purkett v. Elem* 事件判決 (115 S. Ct. 1769 (1995)) は、被差別側による証明を一層困難にしたとされる。(同事件における Stevens 裁判官の反対意見参照。)
- (82) 合衆国最高裁は *Batson* 判決において、新しく陪審選出手続をやり直すか、または不当に忌避されそうになった陪審候補者を残して手続を続行するか、どちらが適切であるかについて見解を述べた (106 S. Ct. at 1725 n. 24)。
- (83) Alschuler, *supra* note 74, at 178

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

- (84) Ogletree, *supra* note 75, at 1116.
- (85) GUNMAR MYRDAL, *AN AMERICAN DILEMMA: THE NEGRO PROBLEM AND MODERN DEMOCRACY* 552-53 (2d ed. 1962).
- (86) これらの判例の全体像を示した邦語文献として、藤倉皓一郎「アメリカにおける陪審裁判と人種偏見」シュリスト一〇三三号二二頁（一九九三年）参照。
- (87) 111 S. Ct. 1364 (1991). 同事件判決を紹介する邦語文献としては、藤田浩「判例紹介 Powers v. Ohio, 111 S. Ct. 1364 (1991)」*広島経済大研究論集第一五巻第二号一三三頁*（一九九二年）。
- (88) 111 S. Ct. 2077 (1991). 同事件判決を紹介した邦語文献として、紙谷雅子「研究ノート 民事陪審における絶対的忌避——法廷における私人による人種差別についての考察——」*北大法学論集第四三巻第五号四〇八頁*（一九九三年）および紙谷雅子「最近の判例 Edmonson v. Leesville Concrete Co., Inc., 111 S. Ct. 2077 (1991)」*一九九二アメリカ法三三三頁*。
- (89) 112 S. Ct. 2348 (1992). 同事件判決についての邦語文献としては、遠藤比呂通「陪審選出手続における人種問題—Georgia v. McCollum, 112 S. Ct. 2348 (1992)」*シユリスト一〇一七号一一頁*（一九九三年）および藤田浩「判例紹介 Georgia v. McCollum, 112 S. Ct. 2348 (1992)」*広島経済大研究論集第一六巻第二号七九頁*（一九九三年）。
- (90) Powers v. Ohio, 111 S. Ct. at 1368-69; Edmonson v. Leesville Concrete Co., Inc., 111 S. Ct. at 2082; Georgia v. McCollum, 112 S. Ct. at 2353.
- (91) Barbara D. Underwood, *Ending Race Discrimination in Jury Selection: Whose Right Is It Anyway?*, 92 COLUM. L. REV. 725 (1992).
- (92) *Id.* at 745.
- (93) *Per* Cloward, from the Seale-Huggins Hearing, October 15, 1970, New Haven, Conn. (pp. 438-39 of transcript) (cited in Van Dyke, *supra* note 7, at 32).
- (94) この点については、陪審の人種構成が判決に影響を及ぼさないことを示す資料として Underwood が依拠する研究は、JOHN BALDWIN & MICHAEL McCONNILLE, *JURY TRIALS* (1979) のみであり、この研究には、後述の如く、方法論の点で疑問が残る。また、この問題については膨大な量の研究がなされておられ、それらすべてを本稿において紹介することはできない。より詳しくは、Johnson, *supra* note 46, at 1618-40 参照。
- (95) Baldwin & McCONNILLE, *supra* note 94, at 88-105.
- (96) *Id.* at 104.
- (97) *Id.* at 103.
- (98) VAN DYKE, *supra* note 7, at 33-34.
- (99) Dale W. Broeder, *The Negro in Court*, 1965 DUKE L. REV. 19.
- (100) 彼は「“jig”と“nigger”などの差別的な言葉を用いて「黒人は (niggers) はとにかく良くなさ」などと言った (*id.* at 23)。

- (10) *Id.* at 24.
- (102) 本稿で引用した研究の他に、死刑を科すかどうかを判断する陪審の人種偏見が特に問題となる。この問題については、William J. Bowers & Glenn L. Pierce, *Arbitrariness and Discrimination Under Post-Furman Capital Statutes*, 26 CRIM. & DELINQ. 563 (1980) 及び David C. Valpus ET AL., *EQUAL JUSTICE AND THE DEATH PENALTY: A LEGAL AND EMPIRICAL ANALYSIS* (1990) 参照。
- (103) Denis Chimaere E. Ugwuegbu, *Racial and Evidential Factors in Juror Attribution of Legal Responsibility*, 15 J. EXPERIMENTAL SOC. PSYCHOLOGY 133 (1979).
- (104) *Id.* at 138-39.
- (105) *Id.* at 139-40.
- (106) *Id.* at 141-42.
- (107) J. L. Bernard, *Interaction Between the Race of the Defendant and that of Jurors in Determining Verdicts*, 5 LAW & PSYCHOL. REV. 103 (1979).
- (108) *Id.* at 109.
- (109) Marina Miller & Jay Hewitt, *Conviction of a Defendant as a Function of Juror-Victim Racial Similarity*, 105 J. SOC. PSYCHOLOGY 159 (1978).
- (110) *Id.* at 160.
- (111) 藤倉、前掲(註8)‘117頁。
- (112) *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct 1712, 1718 (1986)
- (113) Nancy J. King, *The Effects of Race-conscious Jury Selection on Public Confidence in the Fairness of Jury Proceedings: An Empirical Puzzle*, 31 AM CRIM. L. REV. 1177, 1192-95 (1994).
- (114) Jean M Landis & Lynne Goodstein, *When Is Justice Fair?: An Integrated Approach to the Outcome Versus Procedure Debate*, 1986 AM B FOUND RES. J. 675, 697.
- (115) King, *supra* note 113, at 1193
- (116) *Poll Shows Racial Splits on King Verdict*, UPI, May 4, 1992, available on LEXIS, Nexis Library. UPI File (cited in King, *supra* note 113, at 1194).
- (117) *Ibid.*
- (118) Richard Morin, *Polls Uncover Much Common Ground on L. A. Verdict*, WASHINGTON POST, May 11, 1992, at A15
- (119) この事件の事実関係および訴訟の結果については、DAN T. CARTER, *SCOTTSBORO. A TRAGEDY OF AMERICAN SOUTH* (1969) 及び JAMES GOODMAN, *STORIES OF SCOTTSBORO* (1994) 参照。
- (120) *Powell v. Alabama*, 287 US 45 (1932)

アメリカ合衆国における刑事陪審の人種構成について (勝田卓也)

- (121) このような、白人陪審員の人種偏見が問題となるような評決はこの事件の他にも数多くあるであろうが、事実関係や訴訟の経過について筆者が比較の詳細な情報を得ることのできた例として、この事件を紹介する。(Ex parte Brantley, 781 S.W.2d 886 (Tex. Cr. App. 1989), cert. den., Texas v. Brantley, 111 S. Ct. 61 (1990) 参照。
- (122) 一回目の公判および二回目の公判における検察官による人種差別的な無条件已避権行使は、現在では前述の *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct. 1712 (1986) によって規制される。
- (123) しかしながら、これらの事件の他にも、証拠に反して人種の少数者に不利な評決を下したと考えられる事件は数多くある。とりわけ、一九五五年の *Emmett Till* 殺害事件は、アフリカ系アメリカ人の被害者に対する犯罪について起訴された白人被告人が全員白人の陪審によって無罪とされた最も典型的な事件である。JUAN WILLIAMS, EYES ON THE PRIZE: AMERICA'S CIVIL RIGHTS YEARS, 1954-1965, at 37-57 (1987) 参照。
- (124) *Brantley* 事件の一回目の公判は、全員白人の陪審でもアフリカ系アメリカ人の被告人を有罪としなかった事例として理解しうるかもしれない。しかし、一回目の公判の陪審員の中に人種差別的な発言をした者がいたこと、そして二回目の公判で全員白人の陪審が有罪評決に至ったことを考慮すれば、一回目の公判の陪審の中に優れた資質を持つ白人陪審員が一人含まれたことが「幸運」であったと理解することも出来よう。
- (125) たとえば、Toni M. Massaro, *Peremptories or Peers?—Rethinking Sixth Amendment Doctrine, Images, and Procedures*, 64 N.C. L. REV. 501 (1986) 参見。
- (126) たぶん、Rosemary Purtell, Comment, *The Continued Use of Discriminatory Peremptory Challenges After Batson v. Kentucky: Is the Only Alternative to Eliminate the Peremptory Challenge Itself?*, 23 NEW ENG. L. REV. 221 (1988) 参見。
- (127) *Developments in the Law—Race and the Criminal Process*, 101 HARV. L. REV. 1472, 1582-83 (1988).
- (128) *Batson v. Kentucky*, 106 S. Ct. 1712, 1729 (1986).
- (129) Lynn A. Helland et al., *An Asymmetrical Approach to the Problem of Peremptories: A Rebuttal*, 30 CRIM. L. BULL. 242 (1994).
- (130) *Id.* at 245.
- (131) *Id.* at 251.
- (132) VAN DYKE, *supra* note 7, at 169; William T. Pizzi, *Batson v. Kentucky: Curing the Disease But Killing the Patient*, 1987 SUP. CT. REV. 97.
- (133) Pizzi, *supra* note 132, at 138-49.
- (134) Johnson の提案と異なり、人種を意識しない積極的な選出手続の提案として、Deborah A. Ramirez, *The Mixed Jury and the Ancient Custom of Trial by Jury de Medietate Linguae: A History and Proposal for Change*, 74 B.U. L. REV. 777 (1994) 参見。Altman, *supra* note 43 参照。
- (135) Johnson, *supra* note 46, at 1696-98. Johnson は、ある人種の少数者に属する者は、自分以外のすべての人種の少数者集団に属する者について多数派人種がそれらの者に対して持つ見解と同じ見方をすることを示す経験科学的研究に依拠して、「黒人 (Black) 被告人に何人かのヒスパニック陪審員を含む陪審による裁判を受ける権利を認めることは、おそらく人種偏見による有罪評決の可能性を減少させないであろう。」(*id.* at 1698)

と述べている。このことについて、キング氏殴打事件のカリフォルニア州における陪審裁判において、人種の少数者の陪審員は含まれていたが、被害者と同じアフリカ系アメリカ人の陪審員が一人もいなかったという事実は示唆的である。

- (136) *Id.*
- (137) *Developments in the Law—Race and the Criminal Process*, *supra* note 127, at 1559.
- (138) 正当防衛の抗弁がなされるような事件のことである。たとえば、服部君射殺事件は「このような種類の事件であると言える。」
- (139) 棚瀬、前掲(註27)、一三五頁。
- (140) Alschuler, *supra* note 43, at 726-28.
- (141) Johnson, *supra* note 46, at 1698
- (142) Robert J MacCoun & Tom R Tyler, *The Basis of Citizens' Perceptions of the Criminal Jury: Procedural Fairness, Accuracy, and Efficacy*, 12 L. HUM. BEHAV. 333, 347 (1988).
- (143) Brian McConnell, *Jury Selection*, 144 New L.J. 374 (March 11, 1994) 及び Johnson の発言参照。
- (144) *Richmond v. J. A. Croson Co.*, 109 S. Ct. 706 (1989) 44-45 Adarand Constructors, Inc. v. Pena 115 S. Ct. 2097 (1995) 参照。
- (145) *Regents of University of California v. Bakke*, 98 S. Ct. 2733 (1978) 45N。
- (146) *Purkett v. Elem*, 115 S. Ct. 1769 (1995).
- (147) *J. E. B. v. Alabama ex rel T. B.*, 114 S. Ct. 1419 (1994)
- (148) たとえば宗教や、死刑制度に対する強固な信条など。